

時津町地域防災計画 資料編

令和 7 年 5 月修正
時津町防災会議

目 次

時津町の地質図	1
過去5年間の月別降水量 (mm)	2
過去10年間の気象観測記録 (年別値)	2
長崎における日最大瞬間風速第5位までの台風経路	3
過去の主な災害発生状況	4
7・23長崎大水害時の時津町被害状況	5
7・23長崎大水害時の地区別被害状況	5
7・23長崎大水害時の雨量状況	6
過去10年間の火災発生の状況	6
自主防災組織結成状況一覧表	6
消防ポンプ自動車等現有台数	7
消防水利施設	7
救助関係機材	7
二級河川・準用河川・普通河川	8
ため池一覧表	10
土石流危険渓流一覧表	11
地すべり危険箇所一覧表	12
急傾斜地崩壊危険箇所一覧表	12
急傾斜地崩壊危険区域指定地	15
砂防指定地	15
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	16
時津町消防団編成表	34
危険物施設	35
ヘリコプター離着陸適地	36
派遣要請の系統	37
災害派遣要請依頼書	38
撤収要請依頼書	39
県内自衛隊の配置および管轄区域	40
大雨警報・洪水警報の危険度分布 (キキクル) の種類と概要	41
警報・注意報発表基準一覧表	42
気象等に関する特別警報の発表基準一覧表	43
気象警報等発表時における町や住民の対応例	44
非常通報用紙	44
時津町防災行政無線システム図	46
時津町防災行政無線一覧表	47
災害発生連絡表	49
災害調査報告表	49
災害等調査表	50
災害に係る住家の被害認定の概要	52
災害等調査集計表	54
災害概況即報	55

被害状況報告	56
事故時の連絡体制	58
関係省庁の役割分担	59
避難情報発令の判断基準（土砂災害）	60
避難情報発令の判断基準（河川の氾濫）	61
避難情報発令の判断基準（高潮）	62
避難情報発令の判断基準（津波）	63
避難（場）所 一覧表	64
避難（場）所<施設> 所在地	66
避難（場）所<施設> 位置図	67
指定緊急避難場所一覧表	69
指定避難所一覧表	70
福祉避難所	71
浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧表	71
自治会別人口および給水量（1日一人当たり3リットル）	71
町内の医療機関一覧	72
輸送明細書	73
緊急輸送車両以外の車両通行止標章	74
緊急輸送車両標章	74
緊急輸送車両確認証明書	75
文化財一覧表	76
非常災害対策部の体制表（大規模時）／九州電力㈱	77
非常災害対策部の構成および任務／九州電力㈱	78
生活福祉資金 福祉資金 福祉費 災害臨時費	79
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	81
災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給および災害援護資金の貸付	82
被災者生活再建支援制度（国制度）	83
長崎県・市町被災者生活再建支援制度（県・市町制度）	84
児童救済金	85
被害の認定基準	86
災害報告事務の状況一覧（報告者 町長）	90
被害報告処理系系統図(町→県)	92

時津町の地質図



過去5年間の月別降水量(mm)

(資料：長崎地方気象台)

年 月	2020	2021	2022	2023	2024
1	116.0	32.0	82.0	156.0	41.0
2	103.5	58.0	19.0	77.5	161.5
3	121.5	99.0	132.0	138.5	364.5
4	88.0	140.0	171.5	224.0	187.5
5	149.0	328.0	121.0	294.0	205.5
6	439.0	174.5	248.5	332.0	393.0
7	862.5	62.0	276.0	269.5	301.0
8	140.5	935.0	371.5	237.0	121.5
9	470.0	204.5	184.0	242.0	69.5
10	61.0	10.0	52.5	51.0	103.0
11	117.5	99.0	30.0	58.0	168.5
12	41.0	61.5	54.5	55.0	20.0
合計	2,709.5	2,203.5	1742.5	2134.5	2,136.5

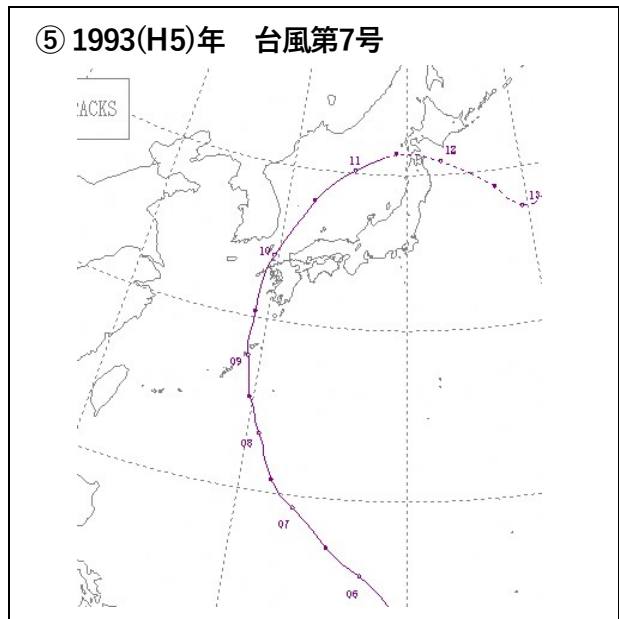
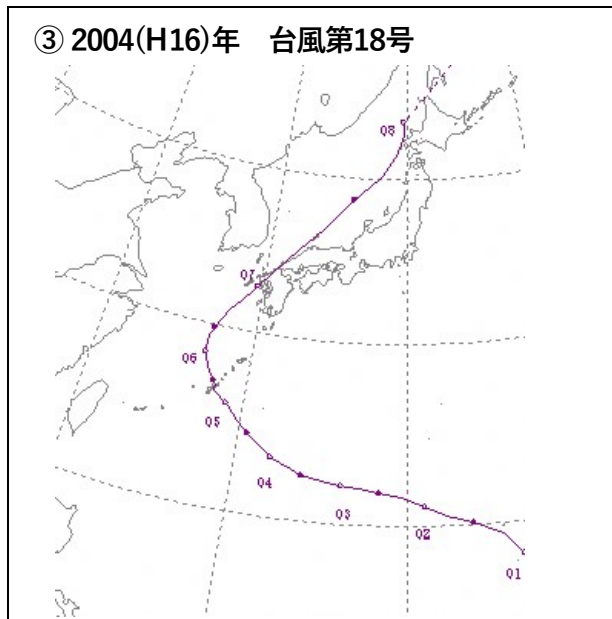
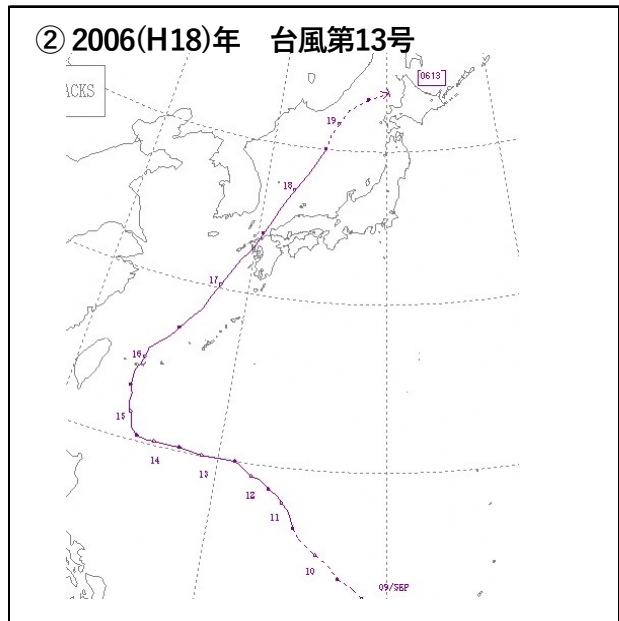
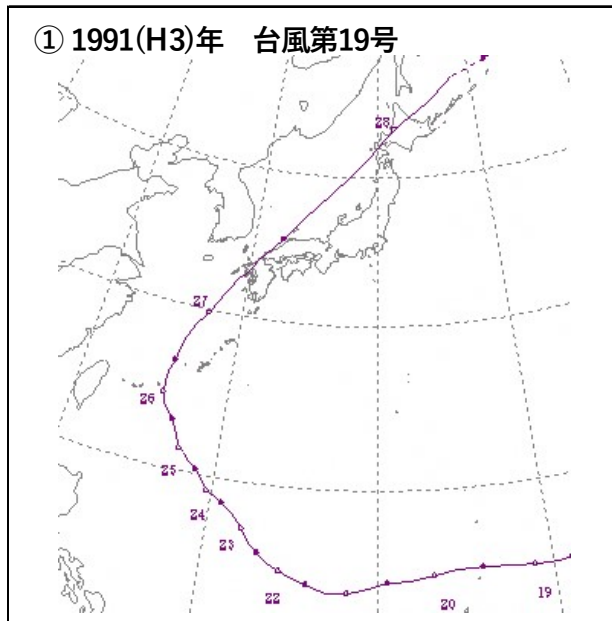
過去10年間の気象観測記録(年別値)

(資料：長崎地方気象台)

年	降水量 (mm)	気温 (°C)			平均相対湿度 (%)	平均風速 (m/s)	日照時間 (h)
		平均	最高	最低			
2015	2,392.0	17.3	35.9	0.0	73	2.2	1,754.2
2016	2,293.0	18.1	37.1	-4.4	75	2.3	1,782.4
2017	1,778.5	17.3	37.2	-1.7	75	2.3	1,931.6
2018	1,821.0	17.7	37.2	-2.2	75	2.3	1,994.4
2019	1,788.0	17.9	37.3	0.3	75	2.2	1,959.3
2020	2,709.5	17.7	36.1	-0.3	75	2.3	1,974.3
2021	2,203.5	18.1	35.7	-2.1	75	2.2	1,920.8
2022	1,742.5	17.8	35.9	-0.3	71	2.2	2,015.1
2023	2,134.5	18.3	37.2	-3.6	69	2.2	1,939.3
2024	2,136.5	18.9	36.7	0.2	70	2.3	1,945.1

長崎における日最大瞬間風速第5位までの台風経路

順位	日最大瞬間風速・風向	年月日	台風番号	経路図番号
第1位	54.3m/s 南西	1991年9月27日	台風第19号	①
第2位	43.5m/s 東南東	2006年9月17日	台風第13号	②
第3位	41.9m/s 南西	2004年9月7日	台風第18号	③
第4位	41.5m/s 南西	1957年12月12日	—	—
第5位	39.1m/s 南東	1993年8月10日	台風第7号	⑤



過去の主な災害発生状況

災害発生年月日	災害原因	被害概要
昭和31年9月9日	台風12号による暴風雨	高潮、河川決壊、道路決壊、農産物被害
昭和32年7月26日	梅雨前線による豪雨	水害
昭和42年8月9日	干ばつ	干害による農作物被害
昭和51年9月14日	台風17号による暴風雨	河川決壊、道路決壊、農作物被害
昭和53年6月11日	梅雨前線	河川決壊、農作物被害、家屋床上浸水
昭和57年7月23日	梅雨前線による豪雨	別記※
昭和62年8月30日	台風12号による暴風雨	農作物被害
昭和63年6月1日・3日	大雨	公共土木施設 810万円
平成元年7月28日	台風11号による暴風雨	家屋床上浸水
平成3年9月27日	台風19号による暴風	電柱等倒壊、家屋被害、農作物被害
平成18年9月17日	台風13号による暴風	家屋被害、農作物被害

※昭和57年7月23日長崎大水害の被害状況

長崎県地方は、6月13日、平年より7日も遅れて梅雨入りしたものの、梅雨前線は沖縄の南海に停滞して6月の降水量は小雨記録となった。このような状態は7月9日まで持続し、県内各地は深刻な水不足となった。

ところが、7月10日から一転して梅雨前線が九州北部、中部で活発となり、第1図57年7月10日～24日1日降水量に示すように7月10日から長雨となり、時津町役場での20日までの降水量は、533mmに達した。特に23日午後6時40分から午後7時40分までの雨量は142mmに達し、このため町内全域にわたり災害が発生し、尊い人命と財産を奪うとともに、経済活動、都市機能などに甚大な被害をもたらした。

7・23長崎大水害時の時津町被害状況

(単位：千円)

区 分		単 位	被 害 数 量	金 額	区 分		単 位	被 害 数 量	金 額
人的被害	死 者	人	2		農 林	水田流出埋没	ha	40.73	
	重 軽 傷 者	人	6			畑流出埋没	ha	25.37	
	計	人	8		が け 崩 れ	箇所	13		
住 宅 家 屋 被 害	全 壊	棟	13	430,000	商 工 被 害				4,301,000
	半 壊	棟	21		保 健 被 害				100,000
	一 部 破 壊	棟	39		文 教 施 設 被 害				10,000
	床 上 浸 水	棟	618		そ の 他 の 被 害				105,000
	床 下 浸 水	棟	1,635						
土 木	道路(農道・林道 含む)	箇所	246	750,000					
	橋 架	箇所	13						
	河 川	箇所	173						
被 害 総 額					89,060,000				

7・23長崎大水害時の地区別被害状況

自治会名	全壊		半壊		一部破壊		床上浸水		合 計	
	戸数	人員	戸数	人員	戸数	人員	戸数	人員	戸数	人員
子々川					1	4	12	47	3	51
日並1							6	27	6	27
日並2			3	19	3	15	11	41	17	75
久留里			1	3	1	3	30	96	32	102
左底	1	5	3	15	5	22	46	172	55	214
元村1	2	10	1	4	13	45	35	105	51	164
元村2	1	4	3	9	3	19	42	130	49	162
野田	8	29	5	20	8	33	61	228	82	310
浦1					1	4	10	27	11	31
浦2							69	211	69	211
浦3			2	3			45	162	47	165
浦4			2	4			54	189	56	193
浜田1							37	118	37	118
浜田2							133	456	133	456
小島田					1	2	10	35	11	37
西時津	1	2	1	7	3	14	17	69	22	92
合 計	13	50	21	84	39	161	618	2,113	691	2,408

7・23長崎大水害時の雨量状況

(時津町役場雨量計)

種 別	降り始め	降り終わり	雨 量 (mm)
日 別 雨 量	7月23日 0時	7月23日 24時	463
日 別 雨 量	7月24日 0時	7月24日 24時	70
連 続 雨 量	7月23日 9時	7月24日 0時	533
時間最大雨量	7月23日18時40分	7月23日 19時40分	142
日 最 大 雨 量	7月23日 9時	7月24日 9時	517
日 最 大 雨 量	7月24日 9時	7月25日 9時	16

過去10年間の火災発生状況

年別	発 生 件 数					被害額 (千円)
	建 物	林 野	車 両	そ の 他	合 計	
平成27年	2				2	470
平成28年	4		1	1	6	12,722
平成29年	5				5	139,215
平成30年	4			3	7	34,171
令和元年	3			3	6	4,996
令和2年	2		1	3	6	17
令和3年	2		1		3	2,705
令和4年	8	0	1	3	12	7,438
令和5年	2	0	0	1	3	36
令和6年	1	0	2	4	7	5,463

自主防災組織結成状況一覧表

令和7年3月31日現在

No.	名称	全世帯数
1	子々川自治会自主防災組織	221
2	日並1自治会自主防災組織	743
3	日並2自治会自主防災組織	1,339
4	久留里自治会自主防災組織	1,093
5	左底自治会自主防災組織	1,460
6	元村1自治会自主防災組織	1,338
7	元村2自治会自主防災組織	773
8	野田郷自主防災組織	1,088
9	浦1自治会自主防災組織	214
10	自主防災浦2支部	98
11	浦3自治会自主防災組織	112
12	浦4自治会自主防災組織	225
13	浜田1自治会自主防災組織	285
14	浜田2自治会自主防災組織	467
15	浜田3自治会自主防災組織	358
16	浜田4自治会自主防災組織	463
17	浜田5自治会自主防災組織	783
18	自主防災小島田支部	718
19	西時津自治会自主防災組織	1,727
合計		13,444

消防ポンプ自動車等現有台数

令和7年4月1日現在

分団名	地 域	司令車	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ	積 載 車	ホ ー ス
本 部	全 域	1				
1分団	子 々 川			2	1	20
2分団	日 並		1	1		20
3分団	左 底			1	1	20
4分団	元 村			1	1	20
5分団	野 田			1	1	20
6分団	浦		1			20
7分団	浜 田		1			20
8分団	西 時 津			1	1	20
9分団	久 留 里			1	1	20
10分団	小 島 田			1	1	20
計		1	3	9	7	200

消防水利施設

令和7年4月1日現在

総 計	消 火 栓		防 火 水 槽	
	公 設	私 設	公 設	私 設
423	228	1	169	25

救助関係機材

令和7年4月1日現在

機材名	単位	数量	保管場所
投 光 器	個	7	時 津 町 役 場
携帯発電機	台	2	
ヘルメット	個	10	
救助ロープ	m	240	
毛 布	枚	233	
タオルケット	枚	60	
携帯発電機	台	10	各 消 防 団 格 納 庫
A E D	台	10	
投 光 器	個	10	

二級河川・準用河川・普通河川

令和7年4月1日現在

<重要水防区域採択基準>

1. 既往水害で被災した未復旧の箇所
2. 未改修河川で過去に越水、浸食した箇所
3. 既設堤防護岸が低く時間雨量60mm程度で浸水、越水の予想される箇所
4. 土石流の顕著な河川で河床埋没のため、破壊要素の強い箇所
5. 水衝部であって洪水時急激に基礎部が洗掘され、破壊崩壊要素の強い箇所
6. 河川沿いの重要道路が被災すれば交通上重要な支障をもたらすことが予想される箇所
7. 改修済であるが、異常埋塞等により甚だしく河積が縮小されている箇所または宅地開発等により状況変化の著しい箇所

No.	水系名	河川名	重要水防区域		予想される事態	対策水防工法	予想される被害		区分
			区域	延長(m)			A:家屋戸、 B:耕地 [㎡] 、 C:道路m	B	
1	時津川	時津川	右 河口より打坂橋上流390m	2,700	溢水 決壊	積土 のう工	A=240 C=1,400	B=6	二級河川
			左 河口より打坂橋上流390m	2,700					
2	子々川川	子々川川	右 子々川橋下流70mより子々川橋上流130m	200	溢水 決壊	積土 のう工	A=6 C=800	B=8	二級河川
			左 子々川橋下流70mより子々川橋上流330m	400					
3	久留里川	久留里川	右 久留里郷字長塚～字岩本	875	溢水 決壊	積土の う工	A=4 C=20	B=0.5	準用河川
			左 久留里郷字ウグメノ尾～字岩本	875					
4	登呂福川	登呂福川	右 子々川郷字釜内平～海	1,120	溢水 決壊	積土の う工	A=3 C=30	B=3.5	普通河川
			左 子々川郷字釜内平～海	1,120					
5	平山川	平山川	右 子々川郷字木場～字堂川	590	溢水 決壊	積土の う工	A=0 C=20	B=5	普通河川
			左 子々川郷字木場～字堂川	590					
6	長八川	長八川	右 子々川郷字堂川～字中山	520	溢水 決壊	積土の う工	A=11 C=15	B=0.9	普通河川
			左 子々川郷字堂川～字中山	520					
7	中山川	中山川	右 子々川郷字西光菌～字中山	470	溢水 決壊	積土の う工	A=5 C=20	B=0.9	普通河川
			左 子々川郷字西光菌～字中山	470					
8	日並川	日並川	右 日並郷字立花川内～海	2,470	溢水 決壊	積土の う工	A=22 C=700	B=6.2	普通河川
			左 日並郷字立花川内～海	2,470					
9	赤崎川	赤崎川	右 日並郷字ホド～字赤崎	920	溢水 決壊	積土の う工	A=2 C=20	B=10	普通河川
			左 日並郷字ホド～字赤崎	920					
10	片峰川	片峰川	右 日並郷字道木～字馬場	1,100	溢水 決壊	積土の う工	A=16 C=50	B=1.5	普通河川
			左 日並郷字道木～字馬場	1,100					
11	中曽根川	中曽根川	右 日並郷字馬場～字中曽根	450	溢水 決壊	積土の う工	A=25 C=30	B=1.5	普通河川
			左 日並郷字馬場～字中曽根	450					
12	平床川	平床川	右 日並郷字栗山～字平床	450	溢水 決壊	積土の う工	A=3 C=30	B=3.0	普通河川
			左 日並郷字栗山～字平床	450					
13	合帰川	合帰川	右 日並郷字合帰～同左	400	溢水 決壊	積土の う工	A=7 C=30	B=0.6	普通河川
			左 日並郷字合帰～同左	400					

No.	水系名	河川名	重要水防区域		予想される事態	対策水防工法	予想される被害		区分	
			区域	延長(m)			A:家屋戸、 B:耕地、 C:道路m			
14	岩本川	岩本川	右	久留里郷字山口田～字新開	770	溢水 決壊	積土の う工	A=50 C=20	B=0.5	普通 河川
			左	久留里郷字山口田～字新開	770					
15	左底川	左底川	右	左底郷字狩底 ～左底都市下水路	1,670	溢水 決壊	積土の う工	A=54 C=30	B=3.5	普通 河川
			左	左底郷字狩底 ～左底都市下水路	1,670					
16	平原川	平原川	右	左底郷字笠岩～字石橋	780	溢水 決壊	積土の う工	A=6 C=15	B=0.5	普通 河川
			左	左底郷字笠岩～字石橋	780					
17	元村川	元村川	右	元村郷字宮口～浦郷字市場	1,150	溢水 決壊	積土の う工	A=150 C=100	B=0.2	普通 河川
			左	元村郷字宮口～浦郷字市場	1,150					
18	時津川	野田川	右	野田郷字下夕山 ～野田都市下水路	1,650	溢水 決壊	積土の う工	A=60 C=100	B=5.0	普通 河川
			左	野田郷字下夕山 ～野田都市下水路	1,650					
19	入舟川	浜田川	右	浜田郷字島本～入舟川合流点	520	溢水 決壊	積土の う工	A=24 C=200	B=0.9	普通 河川
			左	浜田郷字島本～入舟川合流点	520					
20	入舟川	入舟川	右	浜田郷字中角～字神崎浦	970	溢水 決壊	積土の う工	A=150 C=100	B=3.0	普通 河川
			左	浜田郷字中角～字神崎浦	970					
21	西時津川	西時津川	右	西時津郷字長券寺 ～西時津都市下水路	1,220	溢水 決壊	積土の う工	A=13 C=150	B=2.5	普通 河川
			左	西時津郷字長券寺 ～西時津都市下水路	1,220					

ため池一覧表

令和7年4月1日現在

No.	名称	所在地	受益面積 (ha)	溜池規模			築堤後の 経過年数
				堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)	
1	木場崎溜池	日並郷 789-2	32.5	4.5	60.0	5,000	不明
2	火ノ首溜池	日並郷 1745	3.1	6.9	41.0	24,000	不明
3	立花川内溜池	日並郷 2575	3.9	8.0	37.0	125,000	193
4	久留里溜池	久留里郷 933	0.4	6.8	47.0	11,000	不明
5	左底溜池	左底郷 1334-1	0	6.5	70.0	26,000	不明
6	下山溜池	野田郷 940-1	0.7	6.0	60.0	18,000	不明
7	山陰溜池	浜田郷 973-1	1.0	6.0	94.0	33,000	不明
8	大城溜池	浜田郷 1575	0	8.2	38.0	19,000	不明
9	久保溜池	西時津郷 741-1	12.9	4.9	35.1	7,000	不明
10	平床溜池	日並郷 3033	0	4.5	25.0	3,000	不明
11	扇谷溜池	左底郷 1650-2	0	5.0	32.0	16,000	80

土石流危険溪流一覧表

令和7年4月1日現在

(危険箇所Ⅰ)

No.	大字	溪流名	溪流長 km	溪床勾 配(度)	保全 人家	保全対象公共施設等	図面 番号
1	西時津郷	松原川	0.12	14	5	町道	I-001
2	浜田郷	吉田川(イ)	0.18	14	9	町道	I-002
3	浜田郷	鳥井谷川	0.18	8	52	町道	I-003
4	浜田郷	茶ノ木川	0.06	22	12		I-004
5	元村郷	宮口川	0.32	9	15	町道	I-005
6	元村郷	荒平川(ロ)	0.23	13	15	町道	I-006
7	元村郷	荒平川(ハ)	0.07	17	13	町道	I-007
8	元村郷	荒平川(イ)	0.14	13	14	町道	I-008
9	元村郷	井出宗川(ロ)	0.07	22	15	町道	I-009
10	元村郷	開田川	0.08	11	32	町道	I-010
11	元村郷	継石川	0.05	24	10	国道	I-011
12	左底郷	狩底川(ロ)	0.09	11	0	北長崎変電所	I-012
13	左底郷	琉球川川(イ)	0.05	22	18	町道	I-013
14	日並郷	五郎次川	0.18	16	5	町道	I-014
15	日並郷	大シゲ川	0.43	10	23		I-015
16	日並郷	城ノ平川	0.19	24	48	国道、町道	I-016
17	日並郷	岩山川	0.21	21	23	国道、宿泊施設	I-017
18	子々川郷	迎ノ岳川	0.16	25	1	国道、集会施設、宿泊施設	I-018
19	子々川郷	継石平川	0.22	13	5	集会施設	I-019
20	子々川郷	貝ノ平川(イ)	0.10	17	8	町道	I-020
21	子々川郷	貝ノ平川(ロ)	0.30	11	8	町道	I-021
22	子々川郷	堂川(イ)	0.21	20	9		I-022
23	子々川郷	堂川(ロ)	0.63	8	6		I-023
24	子々川郷	焼山川	0.16	15	8	町道	I-024
25	子々川郷	石垣川	0.13	20	11	町道、集会施設	I-025
26	子々川郷	広田川	0.11	17	7	町道、集会施設	I-026
27	子々川郷	猪子平川	0.08	24	15	国道、町道	I-027
28	子々川郷	竹梅川	0.14	23	5	国道、町道	I-028
29	子々川郷	クグ山川	0.22	13	9	国道、町道	I-029
30	子々川郷	佐古平川(イ)	0.10	23	15	国道、町道、集会施設	I-030
31	子々川郷	佐古平川(ロ)	0.39	17	15	国道、町道、集会施設	I-031
32	子々川郷	大谷川(ロ)	0.24	21	0	宿泊施設	I-032
33	子々川郷	大谷川(イ)	0.23	17	0	宿泊施設	I-033

(危険箇所Ⅱ)

No.	大字	溪流名	溪流長 km	溪床勾 配(度)	保全 人家	保全対象公共施設等	図面 番号
1	浜田郷	吉田川(ロ)	2.71	17	1	町道	Ⅱ-001
2	浜田郷	作道川	0.34	13	4	町道	Ⅱ-002
3	野田郷	風晴川	0.06	25	4	町道	Ⅱ-003
4	左底郷	宮園川	0.05	22	4		Ⅱ-004
5	左底郷	狩底川(イ)	0.12	16	3		Ⅱ-005
6	久留里郷	ウグメノ尾川(ロ)	0.32	9	2		Ⅱ-006
7	日並郷	白岩川	0.11	16	3	町道	Ⅱ-007
8	日並郷	眉山川(イ)	0.07	25	2		Ⅱ-008
9	日並郷	眉山川(ロ)	1.29	11	1	町道	Ⅱ-009
10	日並郷	亀頭川	0.24	14	3	国道	Ⅱ-010
11	子々川郷	継平川	0.12	13	1		Ⅱ-011
12	子々川郷	貝ノ平(ハ)	0.11	11	2		Ⅱ-012
13	子々川郷	清水川内川	0.58	12	1		Ⅱ-013
14	子々川郷	平山川	0.38	15	3	町道	Ⅱ-014

地すべり危険箇所一覧表

令和7年4月1日現在

No.	大字	河川名	箇所名	地すべり被害想定区域面積(ha)	保全家	保全対象公共施設等	図面番号
1	子々川郷	子々川川	石垣	10.00	13	浄水場、町道、河川、橋	8-1
2	子々川郷	子々川川	木場	43.54	17	町道、河川、橋	8-2
3	日並郷	—	木場崎	3.76	4	町道	8-3
4	日並郷	—	亀頭	3.25	3	町道	8-4
5	左底郷	左底川	左底	11.45	94	町道、河川、橋	8-5
6	左底郷	左底川	継石	14.47	103	公民館、寮、町道、河川、橋	8-6
7	西時津郷	—	西時津	10.16	10	町道	8-7
8	浜田郷	—	小島田	6.15	23	町道	8-8

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

令和7年4月1日現在

災害危険区域（危険箇所Ⅰ）

No.	大字	箇所名	延長(m)	傾斜度	高さ(m)	保全家	保全対象公共的建物	保全対象公共施設	図面番号
1	子々川郷	大谷	155	38	69	0	ホテル	普通河川	1352
2	子々川郷	広田	270	42	54	19		町道	1353
3	子々川郷	石垣	330	36	95	24	集会所	町道、二級河川	1354
4	子々川郷	城の尾	155	31	68	6		町道	1355
5	子々川郷	梅木佐古	200	42	79	0	浄水場	町道、二級河川	1356
6	日並郷	片峰	140	43	64	5		町道	1358
7	日並郷	久保	205	51	16	10		町道	1359
8	日並郷	平床	120	35	14	6		町道	1360
9	日並郷	宇戸河内	85	53	44	0	清掃工場		5128
10	久留里郷	新開（1）	315	39	37	46	中学校	町道、普通河川	1361
11	久留里郷	大円寺	160	37	12	10		普通河川	1362
12	久留里郷	大円寺（2）	100	40	15	17		町道、普通河川	5129
13	久留里郷	船蔵	60	42	21	2	ホテル	町道	1364
14	左底郷	浜田（1）	75	38	20	9		国道、町道、普通河川	1365
15	左底郷	浜田（2）	120	36	10	10		町道	1366
16	左底郷	左底中通（1）	160	37	34	33	集会所	町道	1367
17	左底郷	中通	240	44	34	33		町道	1368
18	左底郷	左底石橋	540	36	80	47		町道、普通河川、橋	1369
19	左底郷	狩底	160	41	14	7		町道	1370
20	左底郷	宮園	100	32	20	10		普通河川	1371
21	左底郷	石橋	385	36	35	42	社会福祉センター、寮等	町道、普通河川、橋	1372
22	左底郷	坂口（1）	255	34	46	25	小学校、給食センター等	普通河川、橋	1373
23	左底郷	坂口（2）	110	38	25	24			1374
24	浦郷	牛頭	105	33	25	11			1375
25	浦郷	松本（1）	105	33	33	11	保育園	町道	1376
26	浦郷	松本（2）	55	40	13	0	保育所	町道	1377
27	野田郷	野田	750	36	42	81		町道、普通河川	1378
28	野田郷	七曲	75	31	14	27		町道	1379
29	野田郷	原ノ谷	165	38	20	6		町道	1380
30	野田郷	山口（1）	285	37	52	15		町道	1381
31	野田郷	山口（2）	175	33	62	8		町道	1382
32	野田郷	矢次	100	40	15	5			1383
33	元村郷	鳥越	80	41	54	11		国道	1384
34	元村郷	井手園	130	40	20	8		国道、町道	1385

No.	大字	箇所名	延長 (m)	傾斜 度	高さ (m)	保全 人家	保全対象 公共の建物	保全対象公共施設	図面 番号
35	元村郷	元村井手園	120	39	30	24		町道、普通河川	1386
36	元村郷	飯盛（1）	45	50	5	8		町道	1387
37	元村郷	飯盛（2）	55	32	14	12			1388
38	元村郷	飯盛（3）	120	35	76	8		町道	1389
39	元村郷	飯盛（4）	60	39	38	24		町道、河川	1390
40	元村郷	元村開田	225	42	25	38		町道、二級河川	1391
41	元村郷	高尾	205	43	46	41		町道、二級河川	1392
42	元村郷	上開田	125	41	47	20		町道	1393
43	元村郷	井手宗	100	43	20	7			1394
44	元村郷	元村行足（3）	165	32	31	52		町道	1395
45	元村郷	元村行足（2）	40	30	24	7		町道	1396
46	元村郷	元村行足（1）	180	32	10	21			1398
47	元村郷	元村行足（5）	140	31	80	9		町道	1399
48	元村郷	棚女	130	35	25	12		町道	1400
49	元村郷	元村栗岩	420	30	62	65		町道	1401
50	元村郷	松山（1）	125	30	40	13		町道、普通河川、橋	1402
51	元村郷	元村宮口	150	35	21	19		町道、普通河川、橋	1403
52	元村郷	宮口	125	51	10	19		町道	1404
53	元村郷	元村藤ノ尾	460	36	37	50		町道	1405
54	元村郷	松山（2）	170	50	7	24	神社	町道	1406
55	元村郷	茶屋ノ本	105	45	10	16		町道	1407
56	元村郷	中沢原	45	32	20	19		町道、普通河川	4926
57	元村郷	上開田（2）	105	36	30	0	寮、大学	二級河川	5130
58	浜田郷	清水	225	32	35	28		町道	1408
59	浜田郷	防ノ前	80	37	16	13			1409
60	浜田郷	向道	135	38	28	8		町道	1410
61	浜田郷	鳥井谷	145	34	16	20		町道	1411
62	浜田郷	冬切	100	45	10	6		町道	1412
63	浜田郷	寺本	65	32	10	9		町道	1413
64	浜田郷	馬場	210	46	40	10		町道	1414
65	西時津郷	紺屋平	125	32	46	21		町道、河川	1415
66	西時津郷	中園	75	40	10	4	公民館	町道、普通河川	1416
67	西時津郷	田下（1）	135	35	17	10			1417
68	西時津郷	田下（2）	355	39	46	34	集会所	町道	1418

災害危険区域（危険箇所Ⅱ）

No.	大字	箇所名	延長 (m)	傾斜 度	高さ (m)	保全 人家	保全対象 公共の建物	保全対象公共施設	図面 番号
1	子々川郷	佐古平	50	39	24	2		国道、普通河川	6345
2	子々川郷	登呂福	60	30	8	2			6346
3	子々川郷	クグ山（1）	50	43	70	2		国道、普通河川	6347
4	子々川郷	クグ山（2）	30	36	22	1		国道	6348
5	子々川郷	内浦（1）	40	50	6	3			6349
6	子々川郷	内浦（2）	40	22	8	3			6350
7	子々川郷	梅木佐古（2）	35	32	22	3		町道	6351
8	子々川郷	堂川	40	30	14	1		町道、普通河川	6352
9	子々川郷	西光園（1）	50	34	40	3		町道、普通河川	6353
10	子々川郷	西光園（2）	30	34	10	1		普通河川	6354
11	子々川郷	火ノ首（1）	20	30	6	1			6355
12	子々川郷	火ノ首（2）	70	30	12	2		町道	6356
13	子々川郷	大佐古屋	25	30	10	1			6357
14	子々川郷	飯盛平	30	30	12	2			6358
15	日並郷	火籠	160	33	76	4			6359
16	日並郷	道木	20	30	8	2			6360

No.	大字	箇所名	延長 (m)	傾斜 度	高さ (m)	保全 人家	保全対象 公共の建物	保全対象公共施設	図面 番号
17	日並郷	保立目	40	30	14	1		町道	6361
18	日並郷	久保(2)	80	34	20	3		町道	6362
19	日並郷	越首	15	30	8	1			6363
20	日並郷	白岩(1)	40	30	6	1		国道	6364
21	日並郷	辻山	40	30	16	2		町道	6365
22	日並郷	ハイ坂	30	31	6	1			6366
23	日並郷	白岩(2)	15	30	5	1			6368
24	久留里郷	永ノ浦	30	30	14	1		町道	6367
25	久留里郷	大円寺(2)	25	30	5	4			6369
26	左底郷	松山	40	33	46	4			6370
27	左底郷	野添	25	31	42	2			6371
28	左底郷	宮園	15	30	5	1			6372
29	左底郷	鍋倉	30	34	20	1			6373
30	浦郷	大久保	20	30	34	2			6374
31	野田郷	野田平	30	34	50	1			6375
32	野田郷	原尾	25	30	24	2			6376
33	野田郷	三別当	15	31	18	1			6377
34	野田郷	六田	15	34	10	1			6378
35	野田郷	岩本	15	30	34	1			6379
36	元村郷	飯盛(5)	40	30	8	1			6380
37	元村郷	元村行足(4)	60	32	30	3		町道	6381
38	元村郷	樋ノ平	30	30	8	1			6382
39	元村郷	中沢原(2)	30	31	24	2			6383
40	元村郷	中沢原(3)	35	31	6	2			6384
41	元村郷	中沢原(4)	25	31	6	3			6385
42	浜田郷	打越(1)	50	39	8	1			6386
43	浜田郷	打越(2)	60	30	16	2		町道	6387
44	浜田郷	吉田	90	30	18	2		町道	6388
45	浜田郷	山下(1)	45	33	16	1		町道	6389
46	浜田郷	山下(2)	30	30	8	1			6390
47	西時津郷	前開	30	30	5	1			6391
48	西時津郷	空巢(1)	20	37	12	1		町道	6392
49	西時津郷	空巢(2)	30	30	8	1			6393
50	西時津郷	三九郎(1)	30	31	6	1			6394
51	西時津郷	三九郎(2)	50	30	16	2		町道	6395
52	西時津郷	長畠(1)	35	30	8	1			6396
53	西時津郷	長畠(2)	30	30	8	1			6397
54	西時津郷	長券寺	30	30	8	2			6398
55	西時津郷	大屋浦	40	30	10	1		町道	6399
56	西時津郷	白岩	25	30	8	1			6400
57	西時津郷	富下	30	31	6	1			6401

急傾斜地崩壊危険区域指定地

令和7年4月1日現在

No.	指定区域名	所在地	指定関係事項			保全 人家
			告示年月日	告示番号	面積 (ha)	
1	元村	元村郷字茶屋ノ本	S54. 3. 2	161	0.11	24
2	飯盛	元村郷字飯盛	S54. 3. 2	161	0.05	6
3	野田	野田郷字山崎	S58. 6. 10	485	0.36	12
4	元村行足(1)	元村郷字行足	S58. 6. 10	485	0.72	11
5	元村藤ノ尾	元村郷字藤ノ尾、ボウメキ	S58. 6. 10	485	0.64	10
6	元村井手園	元村郷字井手園	S58. 6. 10	485	0.23	10
7	元村栗岩	元村郷字栗岩	S58. 6. 10	485	0.31	10
8	元村行足(2)	元村郷字行足	S59. 2. 17	158	0.26	10
9	元村開田	元村郷字開田	S59. 1. 31	110	0.14	10
10	横尾	長崎市横尾一丁目、元村郷字三反田	S59. 7. 13	545	0.51	9
11	左底	左底郷字小峰	S58. 7. 1	548	1.91	13
12	元村井手宗	元村郷字井手宗	S59. 2. 17	158	0.14	12
13	元村開田(追加)	元村郷字開田	S60. 3. 12	242	0.32	19
14	元村行足(3)	元村郷字梶分	S62.10.27	977	0.31	22
15	高尾	元村郷字上開田	H 2. 7. 3	671	0.69	17
16	左底中通	左底郷字中通	H 3.12.13	1166	0.41	28
17	左底石橋	左底郷字浪人郷、石橋	H 4.12. 8	1115	2.40	10
18	元村宮口	元村郷字宮口	H 6. 5.20	562	0.29	11
19	浜田(1)	左底郷字浜田	H 8.12.20	1171	0.31	11
20	中沢原	元村郷字大平	H 9. 7.29	1017	0.311	9
21	元村(1)	元村郷字開田	H 9.12.26	1553	0.082	3
22	馬場	浜田郷字馬場	H12.12.22	1261	0.33	10
23	久留里新開(1)	久留里郷字合帰、日当平	H13. 9.21	1001	1.40	43
24	久保	日並郷字久保	H14. 2.15	167	0.68	18
25	左底浜田	左底郷字浜田	H14. 8.13	954	0.11	6
26	山口(1)	野田郷字山口	H15. 3. 7	268	1.39	13
27	元村藤ノ尾(追加)	元村郷字茶屋ノ本、藤ノ尾	H15. 3. 7	270	0.18	6
28	野田(追加)	野田郷字山崎	H15. 6. 6	718	1.00	14
29	寺本	浜田郷字寺本	H17. 3.31	352の11	0.05	7
30	原ノ谷	野田郷字原ノ谷	H17. 3.31	352の12	0.48	18
31	元村栗岩(追加)	元村郷字栗岩	H18.12.19	1217	0.29	6
32	元村藤ノ尾(追加)	元村郷字藤ノ尾	H20.7.25	716	0.91	27
33	松山(1)	元村郷字荒平	H20.9. 9	815	0.21	6
34	狩底	左底郷字狩底	H20.9.24	854	0.22	13
35	野田(追加)	野田郷字中尾、稗迫	H21.4. 3	471	0.81	10
36	冬切	浜田郷字冬切	H21.7. 7	683	0.6	19
37	左底中通	左底郷字中通	H22.11.9	944	0.54	29
38	左底中通(追加)	左底郷字中通	H24.11.30	997	0.05	1
39	松山(2)	元村郷字松山	H30.2.16	121	0.18	13
40	上開田	元村郷字上開田	R4.7. 1	446	0.31	12

砂防指定地

令和7年4月1日現在

No.	指定区域名	所在地	指定関係事項			保全 人家
			告示年月日	告示番号	溪流長 (km)	
1	堂川(口)	子々川郷字御手水、木場	H16.6. 9	632	2.16	11
2	貝ノ平川(口)	子々川郷字貝ノ平、継石平、貝ノ川内	H16.6. 9	632	1.69	9
3	猪子平川	子々川郷字野中平、竹梅、猪子平	H22.3.24	216	6.86	34
4	荒平川(イ)	元村郷字荒平	R2.12.28	1586	1.69	60
5	荒平川(ハ)	元村郷字荒平	R4.11.2	1090	2.54	50

6	佐古平川（口）	子々川郷字佐古ノ平	R5. 4. 25	391	0. 11	23
7	城ノ平川	日並郷字城平、中原、開田、火籠	R6. 1. 30	46	0. 19	280

土砂災害警戒区域・特別警戒区域

（土砂災害警戒区域・特別警戒区域指定箇所数 総括表）

令和7年4月1日現在

字 名	急傾斜地の崩壊		土石流危険区域		地すべり		計	
	警戒区域		警戒区域		警戒区域		警戒区域	
		特別警戒区域		特別警戒区域		特別警戒区域		特別警戒区域
子々川郷	89	88	21	19	2	0	112	107
日並郷（日並1）	21	20	2	2	2	0	25	22
日並郷（日並2）	91	89	8	8	0	0	99	97
久留里郷	36	35	5	5	0	0	41	40
左底郷	110	110	1	1	2	0	113	111
元村郷	121	112	4	4	0	0	125	116
野田郷	99	96	0	0	0	0	99	96
浦郷	11	10	0	0	0	0	11	10
浜田郷	56	55	5	5	1	0	62	60
西時津郷	56	54	1	1	1	0	58	55
合 計	690	669	47	45	8	0	745	714

（急傾斜地の崩壊）

令和7年4月1日現在

番号	箇所番号	箇所名	既往番号	所在地
1	長崎(時津)-(急)-002	大谷	I-1352	子々川郷
2	長崎(時津)-(急)-002-2	子々川(1)		子々川郷
3	長崎(時津)-(急)-002-3	子々川(2)		子々川郷
4	長崎(時津)-(急)-003	子々川(3)		子々川郷
5	長崎(時津)-(急)-003-2	子々川(4)		子々川郷
6	長崎(時津)-(急)-003-3	子々川(5)		子々川郷
7	長崎(時津)-(急)-003-4	子々川(6)		子々川郷
8	長崎(時津)-(急)-003-5	子々川(7)		子々川郷
9	長崎(時津)-(急)-003-6	子々川(8)		子々川郷
10	長崎(時津)-(急)-003-7	子々川(9)		子々川郷
11	長崎(時津)-(急)-003-8	子々川(10)		子々川郷
12	長崎(時津)-(急)-003-9	子々川(11)		子々川郷
13	長崎(時津)-(急)-003-10	子々川(12)		子々川郷
14	長崎(時津)-(急)-003-11	子々川(13)		子々川郷
15	長崎(時津)-(急)-003-12	子々川(14)		子々川郷
16	長崎(時津)-(急)-003-13	子々川(15)		子々川郷
17	長崎(時津)-(急)-005	登呂福	II-6346	子々川郷

番号	箇所番号	箇所名	既往番号	所在地
18	長崎(時津)-(急)-005-2	子々川 (16)		子々川郷
19	長崎(時津)-(急)-005-3	子々川 (17)		子々川郷
20	長崎(時津)-(急)-005-4	子々川 (18)		子々川郷
21	長崎(時津)-(急)-006	内浦 (1)	Ⅱ-6349	子々川郷
22	長崎(時津)-(急)-006-2	内浦 (1)	Ⅱ-6349	子々川郷
23	長崎(時津)-(急)-006-3	子々川 (19)		子々川郷
24	長崎(時津)-(急)-006-4	子々川 (20)		子々川郷
25	長崎(時津)-(急)-007	子々川 (21)		子々川郷
26	長崎(時津)-(急)-007-2	子々川 (22)		子々川郷
27	長崎(時津)-(急)-007-3	子々川 (23)		子々川郷
28	長崎(時津)-(急)-007-4	子々川 (24)		子々川郷
29	長崎(時津)-(急)-008	子々川 (25)		子々川郷
30	長崎(時津)-(急)-008-2	子々川 (26)		子々川郷
31	長崎(時津)-(急)-008-3	子々川 (27)		子々川郷
32	長崎(時津)-(急)-008-4	子々川 (28)		子々川郷
33	長崎(時津)-(急)-008-5	子々川 (29)		子々川郷
34	長崎(時津)-(急)-008-6	子々川 (30)		子々川郷
35	長崎(時津)-(急)-009	佐古平	Ⅱ-6345	子々川郷
36	長崎(時津)-(急)-009-2	子々川 (31)		子々川郷
37	長崎(時津)-(急)-010	クグ山 (1)	Ⅱ-6347	子々川郷
38	長崎(時津)-(急)-011	クグ山 (2)	Ⅱ-6348	子々川郷
39	長崎(時津)-(急)-011-2	子々川 (32)		子々川郷
40	長崎(時津)-(急)-012	子々川 (33)		子々川郷
41	長崎(時津)-(急)-013	子々川 (34)		子々川郷
42	長崎(時津)-(急)-013-2	内浦 (2)	Ⅱ-6350	子々川郷
43	長崎(時津)-(急)-013-3	内浦 (2)	Ⅱ-6350	子々川郷
44	長崎(時津)-(急)-013-4	子々川 (35)		子々川郷
45	長崎(時津)-(急)-014	広田	I-1353	子々川郷
46	長崎(時津)-(急)-015	石垣	I-1354	子々川郷
47	長崎(時津)-(急)-015-2	子々川 (36)		子々川郷
48	長崎(時津)-(急)-016	前平	Ⅲ-9536	子々川郷
49	長崎(時津)-(急)-016-2	子々川 (37)		子々川郷
50	長崎(時津)-(急)-016-3	子々川 (38)		子々川郷
51	長崎(時津)-(急)-016-4	子々川 (39)		子々川郷
52	長崎(時津)-(急)-016-5	子々川 (40)		子々川郷
53	長崎(時津)-(急)-016-6	子々川 (41)		子々川郷
54	長崎(時津)-(急)-016-7	子々川 (42)		子々川郷
55	長崎(時津)-(急)-016-8	子々川 (43)		子々川郷
56	長崎(時津)-(急)-016-9	子々川 (44)		子々川郷
57	長崎(時津)-(急)-020	梅木佐古 (2)	Ⅱ-6351	子々川郷
58	長崎(時津)-(急)-020-2	子々川 (45)		子々川郷
59	長崎(時津)-(急)-021	梅木佐古	I-1356	子々川郷

番号	箇所番号	箇所名	既往番号	所在地
60	長崎(時津)-(急)-021-2	城ノ尾	I-1355	子々川郷
61	長崎(時津)-(急)-021-3	子々川(46)		子々川郷
62	長崎(時津)-(急)-021-4	子々川(47)		子々川郷
63	長崎(時津)-(急)-021-5	子々川(48)		子々川郷
64	長崎(時津)-(急)-022	子々川(49)		子々川郷
65	長崎(時津)-(急)-022-2	子々川(50)		子々川郷
66	長崎(時津)-(急)-022-3	子々川(51)		子々川郷
67	長崎(時津)-(急)-022-4	子々川(52)		子々川郷
68	長崎(時津)-(急)-022-5	子々川(53)		子々川郷
69	長崎(時津)-(急)-022-6	子々川(54)		子々川郷
70	長崎(時津)-(急)-022-7	子々川(55)		子々川郷
71	長崎(時津)-(急)-022-8	子々川(56)		子々川郷
72	長崎(時津)-(急)-022-9	子々川(57)		子々川郷
73	長崎(時津)-(急)-022-10	子々川(58)		子々川郷
74	長崎(時津)-(急)-023	飯盛平	II-6358	子々川郷
75	長崎(時津)-(急)-023-2	子々川(59)		子々川郷
76	長崎(時津)-(急)-023-3	大佐古屋	II-6357	子々川郷
77	長崎(時津)-(急)-024	火ノ首(2)	II-6356	子々川郷
78	長崎(時津)-(急)-024-2	火ノ首(1)	II-6355	子々川郷
79	長崎(時津)-(急)-025	西光園(1)	II-6353	子々川郷
80	長崎(時津)-(急)-025-2	堂川	II-6352	子々川郷
81	長崎(時津)-(急)-025-3	子々川(60)		子々川郷
82	長崎(時津)-(急)-025-4	子々川(61)		子々川郷
83	長崎(時津)-(急)-025-5	子々川(62)		子々川郷
84	長崎(時津)-(急)-025-6	子々川(63)		子々川郷
85	長崎(時津)-(急)-025-7	子々川(64)		子々川郷
86	長崎(時津)-(急)-025-8	子々川(65)		子々川郷
87	長崎(時津)-(急)-026	子々川(66)		子々川郷
88	長崎(時津)-(急)-027	西光園(2)	II-6354	子々川郷
89	長崎(時津)-(急)-027-2	子々川(67)		子々川郷
90	長崎(時津)-(急)-018	日並(1)		日並郷(日並1)
91	長崎(時津)-(急)-018-2	日並(2)		日並郷(日並1)
92	長崎(時津)-(急)-018-3	日並(3)		日並郷(日並1)
93	長崎(時津)-(急)-018-4	日並(4)		日並郷(日並1)
94	長崎(時津)-(急)-018-5	日並(5)		日並郷(日並1)
95	長崎(時津)-(急)-018-6	日並(6)		日並郷(日並1)
96	長崎(時津)-(急)-018-7	日並(7)		日並郷(日並1)
97	長崎(時津)-(急)-018-8	日並(8)		日並郷(日並1)
98	長崎(時津)-(急)-018-9	日並(9)		日並郷(日並1)
99	長崎(時津)-(急)-018-10	日並(10)		日並郷(日並1)
100	長崎(時津)-(急)-028	日並(11)		日並郷(日並1)
101	長崎(時津)-(急)-028-2	日並(12)		日並郷(日並1)

番号	箇所番号	箇所名	既往番号	所在地
102	長崎(時津)-(急)-028-3	日並 (13)		日並郷 (日並1)
103	長崎(時津)-(急)-028-4	日並 (14)		日並郷 (日並1)
104	長崎(時津)-(急)-028-5	日並 (15)		日並郷 (日並1)
105	長崎(時津)-(急)-028-6	日並 (16)		日並郷 (日並1)
106	長崎(時津)-(急)-028-7	日並 (17)		日並郷 (日並1)
107	長崎(時津)-(急)-028-8	日並 (18)		日並郷 (日並1)
108	長崎(時津)-(急)-028-9	日並 (19)		日並郷 (日並1)
109	長崎(時津)-(急)-028-10	日並 (20)		日並郷 (日並1)
110	長崎(時津)-(急)-030-2	火籠	II-6359	日並郷 (日並1)
111	長崎(時津)-(急)-029	道木	II-6360	日並郷 (日並2)
112	長崎(時津)-(急)-029-2	日並 (21)		日並郷 (日並2)
113	長崎(時津)-(急)-029-3	日並 (22)		日並郷 (日並2)
114	長崎(時津)-(急)-029-4	日並 (23)		日並郷 (日並2)
115	長崎(時津)-(急)-029-5	日並 (24)		日並郷 (日並2)
116	長崎(時津)-(急)-029-6	日並 (25)		日並郷 (日並2)
117	長崎(時津)-(急)-029-7	日並 (26)		日並郷 (日並2)
118	長崎(時津)-(急)-029-8	日並 (27)		日並郷 (日並2)
119	長崎(時津)-(急)-029-9	日並 (28)		日並郷 (日並2)
120	長崎(時津)-(急)-030	片峰	I-1358	日並郷 (日並2)
121	長崎(時津)-(急)-031	日並 (29)		日並郷 (日並2)
122	長崎(時津)-(急)-031-2	日並 (30)		日並郷 (日並2)
123	長崎(時津)-(急)-031-3	日並 (31)		日並郷 (日並2)
124	長崎(時津)-(急)-031-4	日並 (32)		日並郷 (日並2)
125	長崎(時津)-(急)-031-5	日並 (33)		日並郷 (日並2)
126	長崎(時津)-(急)-032	保立田	II-6361	日並郷 (日並2)
127	長崎(時津)-(急)-032-2	日並 (34)		日並郷 (日並2)
128	長崎(時津)-(急)-032-3	日並 (35)		日並郷 (日並2)
129	長崎(時津)-(急)-033	久保	I-1359	日並郷 (日並2)
130	長崎(時津)-(急)-033-2	久保	I-1359	日並郷 (日並2)
131	長崎(時津)-(急)-033-3	久保	I-1359	日並郷 (日並2)
132	長崎(時津)-(急)-034	久保 (2)	II-6362	日並郷 (日並2)
133	長崎(時津)-(急)-034-2	日並 (36)		日並郷 (日並2)
134	長崎(時津)-(急)-034-3	日並 (37)		日並郷 (日並2)
135	長崎(時津)-(急)-034-4	日並 (38)		日並郷 (日並2)
136	長崎(時津)-(急)-034-5	日並 (39)		日並郷 (日並2)
137	長崎(時津)-(急)-034-6	日並 (40)		日並郷 (日並2)
138	長崎(時津)-(急)-034-7	日並 (41)		日並郷 (日並2)
139	長崎(時津)-(急)-034-8	日並 (42)		日並郷 (日並2)
140	長崎(時津)-(急)-034-9	日並 (43)		日並郷 (日並2)
141	長崎(時津)-(急)-034-10	日並 (44)		日並郷 (日並2)
142	長崎(時津)-(急)-035	平床	I-1360	日並郷 (日並2)
143	長崎(時津)-(急)-035-2	平床	I-1360	日並郷 (日並2)

番号	箇所番号	箇所名	既往番号	所在地
144	長崎(時津)-(急)-035-3	日並 (45)		日並郷 (日並2)
145	長崎(時津)-(急)-035-4	日並 (46)		日並郷 (日並2)
146	長崎(時津)-(急)-035-5	日並 (47)		日並郷 (日並2)
147	長崎(時津)-(急)-035-6	日並 (48)		日並郷 (日並2)
148	長崎(時津)-(急)-035-7	日並 (49)		日並郷 (日並2)
149	長崎(時津)-(急)-035-8	日並 (50)		日並郷 (日並2)
150	長崎(時津)-(急)-035-9	日並 (51)		日並郷 (日並2)
151	長崎(時津)-(急)-036	白岩 (2)	II-6364	日並郷 (日並2)
152	長崎(時津)-(急)-036-2	日並 (52)		日並郷 (日並2)
153	長崎(時津)-(急)-036-3	日並 (53)		日並郷 (日並2)
154	長崎(時津)-(急)-036-4	日並 (54)		日並郷 (日並2)
155	長崎(時津)-(急)-036-5	日並 (55)		日並郷 (日並2)
156	長崎(時津)-(急)-036-6	日並 (56)		日並郷 (日並2)
157	長崎(時津)-(急)-036-7	日並 (57)		日並郷 (日並2)
158	長崎(時津)-(急)-036-8	日並 (58)		日並郷 (日並2)
159	長崎(時津)-(急)-037	日並 (59)		日並郷 (日並2)
160	長崎(時津)-(急)-037-2	日並 (60)		日並郷 (日並2)
161	長崎(時津)-(急)-037-3	日並 (61)		日並郷 (日並2)
162	長崎(時津)-(急)-039	日並 (62)		日並郷 (日並2)
163	長崎(時津)-(急)-039-2	日並 (63)		日並郷 (日並2)
164	長崎(時津)-(急)-051	日並 (64)		日並郷 (日並2)
165	長崎(時津)-(急)-051-2	日並 (65)		日並郷 (日並2)
166	長崎(時津)-(急)-051-3	日並 (66)		日並郷 (日並2)
167	長崎(時津)-(急)-051-4	日並 (67)		日並郷 (日並2)
168	長崎(時津)-(急)-052	日並 (68)		日並郷 (日並2)
169	長崎(時津)-(急)-052-2	日並 (69)		日並郷 (日並2)
170	長崎(時津)-(急)-052-3	日並 (70)		日並郷 (日並2)
171	長崎(時津)-(急)-052-4	日並 (71)		日並郷 (日並2)
172	長崎(時津)-(急)-052-5	日並 (72)		日並郷 (日並2)
173	長崎(時津)-(急)-052-6	日並 (73)		日並郷 (日並2)
174	長崎(時津)-(急)-052-7	日並 (74)		日並郷 (日並2)
175	長崎(時津)-(急)-052-8	日並 (75)		日並郷 (日並2)
176	長崎(時津)-(急)-052-9	日並 (76)		日並郷 (日並2)
177	長崎(時津)-(急)-053	笹山	III-9567	日並郷 (日並2)
178	長崎(時津)-(急)-053-2	笹山	III-9567	日並郷 (日並2)
179	長崎(時津)-(急)-053-3	笹山	III-9567	日並郷 (日並2)
180	長崎(時津)-(急)-053-4	笹山	III-9567	日並郷 (日並2)
181	長崎(時津)-(急)-054	日並 (77)		日並郷 (日並2)
182	長崎(時津)-(急)-054-2	日並 (78)		日並郷 (日並2)
183	長崎(時津)-(急)-054-3	日並 (79)		日並郷 (日並2)
184	長崎(時津)-(急)-055	宇戸河内	I-5128	日並郷 (日並2)
185	長崎(時津)-(急)-055-2	日並 (80)		日並郷 (日並2)

番号	箇所番号	箇所名	既往番号	所在地
186	長崎(時津)-(急)-055-3	日並 (81)		日並郷 (日並2)
187	長崎(時津)-(急)-055-4	日並 (82)		日並郷 (日並2)
188	長崎(時津)-(急)-055-5	日並 (83)		日並郷 (日並2)
189	長崎(時津)-(急)-055-6	日並 (84)		日並郷 (日並2)
190	長崎(時津)-(急)-055-7	日並 (85)		日並郷 (日並2)
191	長崎(時津)-(急)-056	日並 (86)		日並郷 (日並2)
192	長崎(時津)-(急)-056-2	日並 (87)		日並郷 (日並2)
193	長崎(時津)-(急)-057	日並 (88)		日並郷 (日並2)
194	長崎(時津)-(急)-057-2	越首	II-6363	日並郷 (日並2)
195	長崎(時津)-(急)-057-3	日並 (89)		日並郷 (日並2)
196	長崎(時津)-(急)-057-4	日並 (90)		日並郷 (日並2)
197	長崎(時津)-(急)-057-5	日並 (91)		日並郷 (日並2)
198	長崎(時津)-(急)-057-6	日並 (92)		日並郷 (日並2)
199	長崎(時津)-(急)-058	日並 (93)		日並郷 (日並2)
200	長崎(時津)-(急)-058-2	日並 (94)		日並郷 (日並2)
201	長崎(時津)-(急)-058-3	日並 (95)		日並郷 (日並2)
202	長崎(時津)-(急)-038	久留里 (1)		久留里郷
203	長崎(時津)-(急)-038-2	久留里 (2)		久留里郷
204	長崎(時津)-(急)-038-3	久留里 (3)		久留里郷
205	長崎(時津)-(急)-059	辻山	II-6365	久留里郷
206	長崎(時津)-(急)-059-2	新開 (3)	I-1531	久留里郷
207	長崎(時津)-(急)-060	新開	I-1361	久留里郷
208	長崎(時津)-(急)-060-2	久留里 (4)		久留里郷
209	長崎(時津)-(急)-061	大円寺 (2)	I-5129	久留里郷
210	長崎(時津)-(急)-061-2	久留里 (5)		久留里郷
211	長崎(時津)-(急)-061-3	久留里 (6)		久留里郷
212	長崎(時津)-(急)-061-4	久留里 (7)		久留里郷
213	長崎(時津)-(急)-062	久留里 (8)		久留里郷
214	長崎(時津)-(急)-062-2	久留里 (9)		久留里郷
215	長崎(時津)-(急)-063	ハイ坂	II-6366	久留里郷
216	長崎(時津)-(急)-064	久留里 (10)		久留里郷
217	長崎(時津)-(急)-065	久留里 (11)		久留里郷
218	長崎(時津)-(急)-066	久留里 (12)		久留里郷
219	長崎(時津)-(急)-066-2	久留里 (13)		久留里郷
220	長崎(時津)-(急)-066-3	久留里 (14)		久留里郷
221	長崎(時津)-(急)-066-4	久留里 (15)		久留里郷
222	長崎(時津)-(急)-066-5	久留里 (16)		久留里郷
223	長崎(時津)-(急)-067	大円寺	I-1362	久留里郷
224	長崎(時津)-(急)-070	大円寺 (2)	II-6369	久留里郷
225	長崎(時津)-(急)-071	久留里 (17)		久留里郷
226	長崎(時津)-(急)-071-2	久留里 (18)		久留里郷
227	長崎(時津)-(急)-071-3	久留里 (19)		久留里郷

番号	箇所番号	箇所名	既往番号	所在地
228	長崎(時津)-(急)-071-4	久留里 (20)		久留里郷
229	長崎(時津)-(急)-071-5	久留里 (21)		久留里郷
230	長崎(時津)-(急)-073	久留里 (22)		久留里郷
231	長崎(時津)-(急)-074	久留里 (23)		久留里郷
232	長崎(時津)-(急)-074-2	久留里 (24)		久留里郷
233	長崎(時津)-(急)-093	永ノ浦	Ⅱ-6367	久留里郷
234	長崎(時津)-(急)-094	久留里 (25)		久留里郷
235	長崎(時津)-(急)-094-2	船蔵	I-1364	久留里郷
236	長崎(時津)-(急)-100	船蔵	I-1364	久留里郷
237	長崎(時津)-(急)-100-2	久留里 (26)		久留里郷
238	長崎(時津)-(急)-075	左底 (1)		左底郷
239	長崎(時津)-(急)-075-2	左底 (2)		左底郷
240	長崎(時津)-(急)-075-3	左底 (3)		左底郷
241	長崎(時津)-(急)-075-4	左底 (4)		左底郷
242	長崎(時津)-(急)-075-5	左底 (5)		左底郷
243	長崎(時津)-(急)-075-6	左底 (6)		左底郷
244	長崎(時津)-(急)-075-7	左底 (7)		左底郷
245	長崎(時津)-(急)-075-8	左底 (8)		左底郷
246	長崎(時津)-(急)-076	左底 (9)		左底郷
247	長崎(時津)-(急)-076-2	左底 (10)		左底郷
248	長崎(時津)-(急)-076-3	左底 (11)		左底郷
249	長崎(時津)-(急)-076-4	左底 (12)		左底郷
250	長崎(時津)-(急)-077	左底 (13)		左底郷
251	長崎(時津)-(急)-077-2	左底 (14)		左底郷
252	長崎(時津)-(急)-078	中通	I-1368	左底郷
253	長崎(時津)-(急)-078-2	左底 (15)		左底郷
254	長崎(時津)-(急)-079	左底中通	I-1367	左底郷
255	長崎(時津)-(急)-080	浜田 (2)	I-1366	左底郷
256	長崎(時津)-(急)-081	左底石橋	I-1369	左底郷
257	長崎(時津)-(急)-081-2	左底石橋	I-1369	左底郷
258	長崎(時津)-(急)-081-3	左底石橋	I-1369	左底郷
259	長崎(時津)-(急)-081-4	左底石橋	I-1369	左底郷
260	長崎(時津)-(急)-081-5	左底石橋	I-1369	左底郷
261	長崎(時津)-(急)-081-6	左底石橋	I-1369	左底郷
262	長崎(時津)-(急)-081-7	左底石橋	I-1369	左底郷
263	長崎(時津)-(急)-081-8	左底石橋	I-1369	左底郷
264	長崎(時津)-(急)-081-9	左底 (16)		左底郷
265	長崎(時津)-(急)-081-10	左底 (17)		左底郷
266	長崎(時津)-(急)-081-11	左底 (18)		左底郷
267	長崎(時津)-(急)-081-12	左底 (19)		左底郷
268	長崎(時津)-(急)-081-13	左底 (20)		左底郷
269	長崎(時津)-(急)-082	石橋	I-1372	左底郷

番号	箇所番号	箇所名	既往番号	所在地
270	長崎(時津)-(急)-082-2	石橋	I-1372	左底郷
271	長崎(時津)-(急)-082-3	石橋	I-1372	左底郷
272	長崎(時津)-(急)-082-4	石橋	I-1372	左底郷
273	長崎(時津)-(急)-083	石橋	I-1372	左底郷
274	長崎(時津)-(急)-084	鍋倉	II-6373	左底郷
275	長崎(時津)-(急)-084-2	左底(21)		左底郷
276	長崎(時津)-(急)-084-3	左底(22)		左底郷
277	長崎(時津)-(急)-085	左底(23)		左底郷
278	長崎(時津)-(急)-085-2	左底(24)		左底郷
279	長崎(時津)-(急)-085-3	左底(25)		左底郷
280	長崎(時津)-(急)-086	左底(26)		左底郷
281	長崎(時津)-(急)-101	浜田(1)	I-1365	左底郷
282	長崎(時津)-(急)-101-2	左底(27)		左底郷
283	長崎(時津)-(急)-102	坂口(1)	I-1373	左底郷
284	長崎(時津)-(急)-102-2	坂口(1)	I-1373	左底郷
285	長崎(時津)-(急)-103	坂口(1)	I-1373	左底郷
286	長崎(時津)-(急)-104	坂口(2)	I-1374	左底郷
287	長崎(時津)-(急)-104-2	左底(28)		左底郷
288	長崎(時津)-(急)-104-3	左底(29)		左底郷
289	長崎(時津)-(急)-135	左底(30)		左底郷
290	長崎(時津)-(急)-136	宮園	I-1371	左底郷
291	長崎(時津)-(急)-137	左底(31)		左底郷
292	長崎(時津)-(急)-137-2	左底(32)		左底郷
293	長崎(時津)-(急)-137-3	左底(33)		左底郷
294	長崎(時津)-(急)-140	左底(34)		左底郷
295	長崎(時津)-(急)-141	左底(35)		左底郷
296	長崎(時津)-(急)-142	左底(36)		左底郷
297	長崎(時津)-(急)-142-2	左底(37)		左底郷
298	長崎(時津)-(急)-142-3	左底(38)		左底郷
299	長崎(時津)-(急)-142-4	左底(39)		左底郷
300	長崎(時津)-(急)-142-5	左底(40)		左底郷
301	長崎(時津)-(急)-142-6	左底(41)		左底郷
302	長崎(時津)-(急)-142-7	左底(42)		左底郷
303	長崎(時津)-(急)-142-8	左底(43)		左底郷
304	長崎(時津)-(急)-143	狩底	I-1370	左底郷
305	長崎(時津)-(急)-143-2	左底(44)		左底郷
306	長崎(時津)-(急)-144	宮園	II-6372	左底郷
307	長崎(時津)-(急)-145	左底(45)		左底郷
308	長崎(時津)-(急)-146	左底(46)		左底郷
309	長崎(時津)-(急)-146-2	左底(47)		左底郷
310	長崎(時津)-(急)-146-3	左底(48)		左底郷
311	長崎(時津)-(急)-146-4	左底(49)		左底郷

番号	箇所番号	箇所名	既往番号	所在地
312	長崎(時津)-(急)-146-5	左底 (50)		左底郷
313	長崎(時津)-(急)-146-6	左底 (51)		左底郷
314	長崎(時津)-(急)-146-7	左底 (52)		左底郷
315	長崎(時津)-(急)-147	松山	Ⅱ-6370	左底郷
316	長崎(時津)-(急)-148	左底 (53)		左底郷
317	長崎(時津)-(急)-148-2	左底 (54)		左底郷
318	長崎(時津)-(急)-148-3	左底 (55)		左底郷
319	長崎(時津)-(急)-148-4	左底 (56)		左底郷
320	長崎(時津)-(急)-148-5	左底 (57)		左底郷
321	長崎(時津)-(急)-160	野添	Ⅱ-6371	左底郷
322	長崎(時津)-(急)-160-2	左底 (58)		左底郷
323	長崎(時津)-(急)-160-3	左底 (59)		左底郷
324	長崎(時津)-(急)-160-4	左底 (60)		左底郷
325	長崎(時津)-(急)-160-5	左底 (61)		左底郷
326	長崎(時津)-(急)-160-6	左底 (62)		左底郷
327	長崎(時津)-(急)-161	左底 (63)		左底郷
328	長崎(時津)-(急)-161-2	左底 (64)		左底郷
329	長崎(時津)-(急)-161-3	左底 (65)		左底郷
330	長崎(時津)-(急)-161-4	左底 (66)		左底郷
331	長崎(時津)-(急)-161-5	左底 (67)		左底郷
332	長崎(時津)-(急)-161-6	左底 (68)		左底郷
333	長崎(時津)-(急)-161-7	左底 (69)		左底郷
334	長崎(時津)-(急)-161-8	左底 (70)		左底郷
335	長崎(時津)-(急)-161-9	左底 (71)		左底郷
336	長崎(時津)-(急)-161-10	左底 (72)		左底郷
337	長崎(時津)-(急)-162	左底 (73)		左底郷
338	長崎(時津)-(急)-168	左底 (74)		左底郷
339	長崎(時津)-(急)-168-2	左底 (75)		左底郷
340	長崎(時津)-(急)-168-3	左底 (76)		左底郷
341	長崎(時津)-(急)-170	左底 (77)		左底郷
342	長崎(時津)-(急)-170-2	左底 (78)		左底郷
343	長崎(時津)-(急)-170-3	左底 (79)		左底郷
344	長崎(時津)-(急)-170-4	左底 (80)		左底郷
345	長崎(時津)-(急)-171	左底 (81)		左底郷
346	長崎(時津)-(急)-171-2	左底 (82)		左底郷
347	長崎(時津)-(急)-172	左底 (83)		左底郷
348	長崎(時津)-(急)-041	富下	6401(Ⅱ-6401)	西時津郷
349	長崎(時津)-(急)-041-2	西時津 (1)		西時津郷
350	長崎(時津)-(急)-041-3	西時津 (2)		西時津郷
351	長崎(時津)-(急)-041-4	西時津 (3)		西時津郷
352	長崎(時津)-(急)-041-5	西時津 (4)		西時津郷
353	長崎(時津)-(急)-041-6	西時津 (5)		西時津郷

番号	箇所番号	箇所名	既往番号	所在地
354	長崎(時津)-(急)-041-7	西時津 (6)		西時津郷
355	長崎(時津)-(急)-041-8	西時津 (7)		西時津郷
356	長崎(時津)-(急)-041-9	西時津 (8)		西時津郷
357	長崎(時津)-(急)-041-10	西時津 (9)		西時津郷
358	長崎(時津)-(急)-041-11	西時津 (10)		西時津郷
359	長崎(時津)-(急)-041-12	西時津 (11)		西時津郷
360	長崎(時津)-(急)-041-13	西時津 (12)		西時津郷
361	長崎(時津)-(急)-041-14	西時津 (13)		西時津郷
362	長崎(時津)-(急)-041-15	西時津 (14)		西時津郷
363	長崎(時津)-(急)-041-16	西時津 (15)		西時津郷
364	長崎(時津)-(急)-041-17	西時津 (16)		西時津郷
365	長崎(時津)-(急)-043	大屋浦	6399(Ⅱ-6399)	西時津郷
366	長崎(時津)-(急)-043-2	西時津 (17)		西時津郷
367	長崎(時津)-(急)-044	西時津 (18)		西時津郷
368	長崎(時津)-(急)-044-2	西時津 (19)		西時津郷
369	長崎(時津)-(急)-045	西時津 (20)		西時津郷
370	長崎(時津)-(急)-045-2	西時津 (21)		西時津郷
371	長崎(時津)-(急)-045-3	西時津 (22)		西時津郷
372	長崎(時津)-(急)-047	長島 (2)	6397(Ⅱ-6397)	西時津郷
373	長崎(時津)-(急)-048	三九郎 (1)	6394(Ⅱ-6394)	西時津郷
374	長崎(時津)-(急)-049	西時津 (23)		西時津郷
375	長崎(時津)-(急)-049-2	西時津 (24)		西時津郷
376	長崎(時津)-(急)-049-3	西時津 (25)		西時津郷
377	長崎(時津)-(急)-088	長島 (1)	6396(Ⅱ-6396)	西時津郷
378	長崎(時津)-(急)-089	三九郎 (2)	6395(Ⅱ-6395)	西時津郷
379	長崎(時津)-(急)-091	長券寺	6398(Ⅱ-6398)	西時津郷
380	長崎(時津)-(急)-091-2	西時津 (27)		西時津郷
381	長崎(時津)-(急)-091-3	西時津 (28)		西時津郷
382	長崎(時津)-(急)-092	紺屋平	I-1415(1-8-64)	西時津郷
383	長崎(時津)-(急)-092-2	空巢 (1)	6392(Ⅱ-6392)	西時津郷
384	長崎(時津)-(急)-095	西時津 (29)		西時津郷
385	長崎(時津)-(急)-096	田下 (2)	I-1418(1-8-67)	西時津郷
386	長崎(時津)-(急)-097	田下 (1)	I-1417(1-8-66)	西時津郷
387	長崎(時津)-(急)-097-2	西時津 (30)		西時津郷
388	長崎(時津)-(急)-097-3	西時津 (31)		西時津郷
389	長崎(時津)-(急)-097-4	西時津 (32)		西時津郷
390	長崎(時津)-(急)-098	中園	I-1416(1-8-65)	西時津郷
391	長崎(時津)-(急)-098-2	西時津 (33)		西時津郷
392	長崎(時津)-(急)-098-3	西時津 (34)		西時津郷
393	長崎(時津)-(急)-098-4	西時津 (35)		西時津郷
394	長崎(時津)-(急)-098-5	西時津 (36)		西時津郷
395	長崎(時津)-(急)-099	前開	6391(Ⅱ-6391)	西時津郷

番号	箇所番号	箇所名	既往番号	所在地
396	長崎(時津)-(急)-099-2	西時津 (37)		西時津郷
397	長崎(時津)-(急)-099-3	西時津 (38)		西時津郷
398	長崎(時津)-(急)-099-5	西時津 (40)		西時津郷
399	長崎(時津)-(急)-099-7	西時津 (42)		西時津郷
400	長崎(時津)-(急)-099-8	西時津 (43)		西時津郷
401	長崎(時津)-(急)-099-9	西時津 (44)		西時津郷
402	長崎(時津)-(急)-099-10	西時津 (45)		西時津郷
403	長崎(時津)-(急)-099-11	西時津 (46)		西時津郷
404	長崎(時津)-(急)-113	冬切	I-1412(1-8-61)	浜田郷
405	長崎(時津)-(急)-114	寺本	I-1413(1-8-62)	浜田郷
406	長崎(時津)-(急)-116	清水	1-1408	浜田郷
407	長崎(時津)-(急)-116-2	浜田 (1)		浜田郷
408	長崎(時津)-(急)-116-3	浜田 (2)		浜田郷
409	長崎(時津)-(急)-117	坊ノ前	1-1409	浜田郷
410	長崎(時津)-(急)-117-2	浜田 (3)		浜田郷
411	長崎(時津)-(急)-117-3	浜田 (4)		浜田郷
412	長崎(時津)-(急)-118	浜田 (5)		浜田郷
413	長崎(時津)-(急)-118-2	浜田 (6)		浜田郷
414	長崎(時津)-(急)-119	浜田 (7)		浜田郷
415	長崎(時津)-(急)-119-2	浜田 (8)		浜田郷
416	長崎(時津)-(急)-119-3	浜田 (9)		浜田郷
417	長崎(時津)-(急)-119-4	浜田 (10)		浜田郷
418	長崎(時津)-(急)-120	向道	1-1410	浜田郷
419	長崎(時津)-(急)-120-2	浜田 (11)		浜田郷
420	長崎(時津)-(急)-124	馬場	1-1414	浜田郷
421	長崎(時津)-(急)-124-2	浜田 (12)		浜田郷
422	長崎(時津)-(急)-124-3	浜田 (13)		浜田郷
423	長崎(時津)-(急)-124-4	浜田 (14)		浜田郷
424	長崎(時津)-(急)-125	鳥井谷	1-1411	浜田郷
425	長崎(時津)-(急)-125-2	浜田 (15)		浜田郷
426	長崎(時津)-(急)-125-3	浜田 (16)		浜田郷
427	長崎(時津)-(急)-125-4	浜田 (17)		浜田郷
428	長崎(時津)-(急)-125-5	浜田 (18)		浜田郷
429	長崎(時津)-(急)-126	浜田 (19)		浜田郷
430	長崎(時津)-(急)-129	山下 (1)	2-6389	浜田郷
431	長崎(時津)-(急)-129-2	浜田 (20)		浜田郷
432	長崎(時津)-(急)-129-3	浜田 (21)		浜田郷
433	長崎(時津)-(急)-129-4	浜田 (22)		浜田郷
434	長崎(時津)-(急)-129-5	浜田 (23)		浜田郷
435	長崎(時津)-(急)-129-6	浜田 (24)		浜田郷
436	長崎(時津)-(急)-130	浜田 (25)		浜田郷
437	長崎(時津)-(急)-130-2	浜田 (26)		浜田郷

番号	箇所番号	箇所名	既往番号	所在地
438	長崎(時津)-(急)-131	浜田(27)		浜田郷
439	長崎(時津)-(急)-131-2	浜田(28)		浜田郷
440	長崎(時津)-(急)-131-3	浜田(29)		浜田郷
441	長崎(時津)-(急)-131-4	浜田(30)		浜田郷
442	長崎(時津)-(急)-131-5	浜田(31)		浜田郷
443	長崎(時津)-(急)-132	浜田(32)		浜田郷
444	長崎(時津)-(急)-133	浜田(33)		浜田郷
445	長崎(時津)-(急)-133-2	山下(2)	2-6390	浜田郷
446	長崎(時津)-(急)-186	打越(1)	2-6386	浜田郷
447	長崎(時津)-(急)-186-2	浜田(34)		浜田郷
448	長崎(時津)-(急)-186-3	浜田(35)		浜田郷
449	長崎(時津)-(急)-187	打越(2)	2-6387	浜田郷
450	長崎(時津)-(急)-187-2	浜田(36)		浜田郷
451	長崎(時津)-(急)-189	浜田(37)		浜田郷
452	長崎(時津)-(急)-200	浜田(38)		浜田郷
453	長崎(時津)-(急)-200-2	浜田(39)		浜田郷
454	長崎(時津)-(急)-267	吉田	6338(Ⅱ-6338)	浜田郷
455	長崎(時津)-(急)-267-2	浜田(40)		浜田郷
456	長崎(時津)-(急)-267-3	浜田(41)		浜田郷
457	長崎(時津)-(急)-267-4	浜田(42)		浜田郷
458	長崎(時津)-(急)-268	浜田(43)		浜田郷
459	長崎(時津)-(急)-268-2	浜田(44)		浜田郷
460	長崎(時津)-(急)-106	大久保	2-6374	浦郷
461	長崎(時津)-(急)-107	浦(1)		浦郷
462	長崎(時津)-(急)-107-2	牛頭	1-1375	浦郷
463	長崎(時津)-(急)-107-3	浦(2)		浦郷
464	長崎(時津)-(急)-107-4	浦(3)		浦郷
465	長崎(時津)-(急)-107-5	浦(4)		浦郷
466	長崎(時津)-(急)-107-6	浦(5)		浦郷
467	長崎(時津)-(急)-109	松本(1)	1-1376	浦郷
468	長崎(時津)-(急)-109-2	浦(6)		浦郷
469	長崎(時津)-(急)-110	浦(7)		浦郷
470	長崎(時津)-(急)-111	浦(8)		浦郷
471	長崎(時津)-(急)-115	茶屋ノ本	1-1407	元村郷
472	長崎(時津)-(急)-115-2	元村(1)		元村郷
473	長崎(時津)-(急)-115-3	元村(2)		元村郷
474	長崎(時津)-(急)-115-4	元村(3)		元村郷
475	長崎(時津)-(急)-184	元村藤ノ尾	1-1405	元村郷
476	長崎(時津)-(急)-184-2	元村(4)		元村郷
477	長崎(時津)-(急)-195	松山(2)	1-1406	元村郷
478	長崎(時津)-(急)-196	元村宮口	1-1404	元村郷
479	長崎(時津)-(急)-197	元村(5)		元村郷

番号	箇所番号	箇所名	既往番号	所在地
480	長崎(時津)-(急)-198	元村(6)		元村郷
481	長崎(時津)-(急)-199	元村(7)		元村郷
482	長崎(時津)-(急)-199-2	元村(8)		元村郷
483	長崎(時津)-(急)-204	元村(9)		元村郷
484	長崎(時津)-(急)-205	松山(3)	1-1402	元村郷
485	長崎(時津)-(急)-205-2	松山(1)		元村郷
486	長崎(時津)-(急)-205-3	松山(4)		元村郷
487	長崎(時津)-(急)-205-4	松山(5)		元村郷
488	長崎(時津)-(急)-205-5	元村栗岩(2)	1-1401	元村郷
489	長崎(時津)-(急)-205-6	元村栗岩(3)	1-1401	元村郷
490	長崎(時津)-(急)-205-7	元村栗岩	1-1401	元村郷
491	長崎(時津)-(急)-205-8	元村栗岩	1-1401	元村郷
492	長崎(時津)-(急)-205-9	元村栗岩(4)	1-1401	元村郷
493	長崎(時津)-(急)-205-10	元村栗岩(5)	1-1401	元村郷
494	長崎(時津)-(急)-205-11	元村栗岩(6)	1-1401	元村郷
495	長崎(時津)-(急)-207	元村(10)		元村郷
496	長崎(時津)-(急)-208	元村(11)		元村郷
497	長崎(時津)-(急)-209	元村(12)		元村郷
498	長崎(時津)-(急)-213	鳥越	1-1384	元村郷
499	長崎(時津)-(急)-213-2	元村(13)		元村郷
500	長崎(時津)-(急)-222	元村(14)		元村郷
501	長崎(時津)-(急)-222-2	元村(15)		元村郷
502	長崎(時津)-(急)-223	樋ノ平	2-6382	元村郷
503	長崎(時津)-(急)-223-2	元村(16)		元村郷
504	長崎(時津)-(急)-224	元村(17)		元村郷
505	長崎(時津)-(急)-225	棚女	1-1400	元村郷
506	長崎(時津)-(急)-225-2	元村(18)		元村郷
507	長崎(時津)-(急)-226	中沢原(4)	2-6385	元村郷
508	長崎(時津)-(急)-226-2	元村行足(6)	1-1399	元村郷
509	長崎(時津)-(急)-227	元村行足(5)		元村郷
510	長崎(時津)-(急)-227-2	元村行足(7)	1-1399	元村郷
511	長崎(時津)-(急)-228	元村(19)		元村郷
512	長崎(時津)-(急)-228-2	元村行足(8)	1-1399	元村郷
513	長崎(時津)-(急)-231	飯盛(3)	1-1389	元村郷
514	長崎(時津)-(急)-232	飯盛(2)	1-1388	元村郷
515	長崎(時津)-(急)-233	元村井手園	1-1386	元村郷
516	長崎(時津)-(急)-234	元村(20)		元村郷
517	長崎(時津)-(急)-234-2	元村(21)		元村郷
518	長崎(時津)-(急)-237	元村(22)		元村郷
519	長崎(時津)-(急)-237-2	元村(23)		元村郷
520	長崎(時津)-(急)-237-3	元村(24)		元村郷
521	長崎(時津)-(急)-238	元村(25)		元村郷

番号	箇所番号	箇所名	既往番号	所在地
522	長崎(時津)-(急)-238-2	元村 (26)		元村郷
523	長崎(時津)-(急)-238-3	元村 (27)		元村郷
524	長崎(時津)-(急)-239	元村 (28)		元村郷
525	長崎(時津)-(急)-240	元村 (29)		元村郷
526	長崎(時津)-(急)-240-2	元村 (30)		元村郷
527	長崎(時津)-(急)-240-3	元村 (31)		元村郷
528	長崎(時津)-(急)-240-4	元村 (32)		元村郷
529	長崎(時津)-(急)-241	中沢原	1-4926	元村郷
530	長崎(時津)-(急)-242	中沢原 (2)	2-6383	元村郷
531	長崎(時津)-(急)-244	中沢原 (3)	2-6384	元村郷
532	長崎(時津)-(急)-245	元村 (33)		元村郷
533	長崎(時津)-(急)-245-2	元村 (34)		元村郷
534	長崎(時津)-(急)-246	元村 (35)		元村郷
535	長崎(時津)-(急)-247	飯盛 (5)	2-6380	元村郷
536	長崎(時津)-(急)-247-2	元村 (36)		元村郷
537	長崎(時津)-(急)-247-3	元村 (37)		元村郷
538	長崎(時津)-(急)-247-4	元村 (38)		元村郷
539	長崎(時津)-(急)-247-5	元村 (39)		元村郷
540	長崎(時津)-(急)-248	飯盛 (4)	1-1390	元村郷
541	長崎(時津)-(急)-248-2	元村 (40)		元村郷
542	長崎(時津)-(急)-248-3	元村 (41)		元村郷
543	長崎(時津)-(急)-248-4	元村 (42)		元村郷
544	長崎(時津)-(急)-248-5	元村 (43)		元村郷
545	長崎(時津)-(急)-249	飯盛	1-1387	元村郷
546	長崎(時津)-(急)-250	元村 (44)		元村郷
547	長崎(時津)-(急)-251	元村 (45)		元村郷
548	長崎(時津)-(急)-251-2	元村 (46)		元村郷
549	長崎(時津)-(急)-251-3	元村 (47)		元村郷
550	長崎(時津)-(急)-252	元村開田	1-1391	元村郷
551	長崎(時津)-(急)-252-2	元村 (48)		元村郷
552	長崎(時津)-(急)-252-3	元村 (49)		元村郷
553	長崎(時津)-(急)-253	元村 (50)		元村郷
554	長崎(時津)-(急)-253-2	元村 (51)		元村郷
555	長崎(時津)-(急)-255	元村 (52)		元村郷
556	長崎(時津)-(急)-255-2	元村 (53)		元村郷
557	長崎(時津)-(急)-255-3	元村 (54)		元村郷
558	長崎(時津)-(急)-255-4	元村 (55)		元村郷
559	長崎(時津)-(急)-256	元村行足 (9)	1-1395	元村郷
560	長崎(時津)-(急)-256-2	元村行足 (3)	1-1395	元村郷
561	長崎(時津)-(急)-257	元村行足 (2)	1-1396	元村郷
562	長崎(時津)-(急)-258	元村行足 (1)	1-1398	元村郷
563	長崎(時津)-(急)-258-2	元村行足 (4)	2-6381	元村郷

番号	箇所番号	箇所名	既往番号	所在地
564	長崎(時津)-(急)-260	元村 (56)		元村郷
565	長崎(時津)-(急)-260-2	元村 (57)		元村郷
566	長崎(時津)-(急)-260-3	元村 (58)		元村郷
567	長崎(時津)-(急)-261	元村 (59)		元村郷
568	長崎(時津)-(急)-261-2	元村 (60)		元村郷
569	長崎(時津)-(急)-261-3	元村 (61)		元村郷
570	長崎(時津)-(急)-262	元村 (62)		元村郷
571	長崎(時津)-(急)-263	元村 (63)		元村郷
572	長崎(時津)-(急)-263-2	上開田	1-1393	元村郷
573	長崎(時津)-(急)-263-3	上開田 (3)	1-1393	元村郷
574	長崎(時津)-(急)-264	高尾	1-1392	元村郷
575	長崎(時津)-(急)-264-2	元村 (64)		元村郷
576	長崎(時津)-(急)-265	元村 (65)		元村郷
577	長崎(時津)-(急)-265-2	元村 (66)		元村郷
578	長崎(時津)-(急)-265-3	元村 (67)		元村郷
579	長崎(時津)-(急)-265-4	元村 (68)		元村郷
580	長崎(時津)-(急)-266	元村 (69)		元村郷
581	長崎(時津)-(急)-266-2	元村井出宗	1-1394	元村郷
582	長崎(時津)-(急)-266-3	元村 (70)		元村郷
583	長崎(時津)-(急)-266-4	元村 (71)		元村郷
584	長崎(時津)-(急)-269	上開田 (2)	1-5130	元村郷
585	長崎(時津)-(急)-269-2	元村 (72)		元村郷
586	長崎(時津)-(急)-269-3	元村 (73)		元村郷
587	長崎(時津)-(急)-269-4	元村 (74)		元村郷
588	長崎(時津)-(急)-269-5	元村 (75)		元村郷
589	長崎(時津)-(急)-269-6	元村 (76)		元村郷
590	長崎(時津)-(急)-269-7	元村 (77)		元村郷
591	長崎(時津)-(急)-269-8	元村 (78)		元村郷
592	長崎(時津)-(急)-087	野田平	2-6375	野田郷
593	長崎(時津)-(急)-087-2	野田 (1)		野田郷
594	長崎(時津)-(急)-108	野田	1-1378	野田郷
595	長崎(時津)-(急)-108-2	野田	1-1379	野田郷
596	長崎(時津)-(急)-108-3	野田	1-1379	野田郷
597	長崎(時津)-(急)-108-4	野田	1-1379	野田郷
598	長崎(時津)-(急)-108-5	野田	1-1379	野田郷
599	長崎(時津)-(急)-108-6	野田	1-1379	野田郷
600	長崎(時津)-(急)-108-7	野田	1-1379	野田郷
601	長崎(時津)-(急)-108-8	野田 (2)		野田郷
602	長崎(時津)-(急)-108-9	野田 (3)		野田郷
603	長崎(時津)-(急)-108-10	野田 (4)		野田郷
604	長崎(時津)-(急)-138	原尾	2-6376	野田郷
605	長崎(時津)-(急)-138-2	野田 (5)		野田郷

番号	箇所番号	箇所名	既往番号	所在地
606	長崎(時津)-(急)-149	野田(6)		野田郷
607	長崎(時津)-(急)-150	山口(2)	1-1382	野田郷
608	長崎(時津)-(急)-150-2	山口(2)	1-1382	野田郷
609	長崎(時津)-(急)-150-3	山口(2)	1-1382	野田郷
610	長崎(時津)-(急)-151	野田(7)		野田郷
611	長崎(時津)-(急)-152	山口(1)	1-1381	野田郷
612	長崎(時津)-(急)-152-2	山口(1)	1-1381	野田郷
613	長崎(時津)-(急)-152-3	山口(1)	1-1381	野田郷
614	長崎(時津)-(急)-152-4	山口(1)	1-1381	野田郷
615	長崎(時津)-(急)-152-5	野田(8)		野田郷
616	長崎(時津)-(急)-152-6	野田(9)		野田郷
617	長崎(時津)-(急)-152-7	野田(10)		野田郷
618	長崎(時津)-(急)-153	三別当	2-6377	野田郷
619	長崎(時津)-(急)-154	野田(11)		野田郷
620	長崎(時津)-(急)-155	野田(12)		野田郷
621	長崎(時津)-(急)-155-2	野田(13)		野田郷
622	長崎(時津)-(急)-155-3	野田(14)		野田郷
623	長崎(時津)-(急)-155-4	野田(15)		野田郷
624	長崎(時津)-(急)-155-5	野田(16)		野田郷
625	長崎(時津)-(急)-155-6	野田(17)		野田郷
626	長崎(時津)-(急)-155-7	野田(18)		野田郷
627	長崎(時津)-(急)-156	野田(19)		野田郷
628	長崎(時津)-(急)-157	野田(20)		野田郷
629	長崎(時津)-(急)-158	野田(21)		野田郷
630	長崎(時津)-(急)-159	野田(22)		野田郷
631	長崎(時津)-(急)-159-2	野田(23)		野田郷
632	長崎(時津)-(急)-159-3	野田(24)		野田郷
633	長崎(時津)-(急)-159-4	野田(25)		野田郷
634	長崎(時津)-(急)-163	野田(26)		野田郷
635	長崎(時津)-(急)-164	野田(27)		野田郷
636	長崎(時津)-(急)-164-2	野田(28)		野田郷
637	長崎(時津)-(急)-164-3	野田(29)		野田郷
638	長崎(時津)-(急)-166	野田(30)		野田郷
639	長崎(時津)-(急)-167	野田(31)		野田郷
640	長崎(時津)-(急)-167-2	野田(32)		野田郷
641	長崎(時津)-(急)-173	野田(33)		野田郷
642	長崎(時津)-(急)-173-2	野田(34)		野田郷
643	長崎(時津)-(急)-173-3	野田(35)		野田郷
644	長崎(時津)-(急)-173-4	野田(36)		野田郷
645	長崎(時津)-(急)-173-5	野田(37)		野田郷
646	長崎(時津)-(急)-173-6	野田(38)		野田郷
647	長崎(時津)-(急)-174	野田(39)		野田郷

番号	箇所番号	箇所名	既往番号	所在地
648	長崎(時津)-(急)-175	野田(40)		野田郷
649	長崎(時津)-(急)-176	野田(41)		野田郷
650	長崎(時津)-(急)-176-2	野田(42)		野田郷
651	長崎(時津)-(急)-178	原ノ谷	1-1380	野田郷
652	長崎(時津)-(急)-178-2	野田(43)		野田郷
653	長崎(時津)-(急)-179	七曲	1-1379	野田郷
654	長崎(時津)-(急)-179-2	野田(44)		野田郷
655	長崎(時津)-(急)-179-3	野田(45)		野田郷
656	長崎(時津)-(急)-179-4	野田(46)		野田郷
657	長崎(時津)-(急)-179-5	野田(47)		野田郷
658	長崎(時津)-(急)-179-6	野田(48)		野田郷
659	長崎(時津)-(急)-181	野田(49)		野田郷
660	長崎(時津)-(急)-182	野田(50)		野田郷
661	長崎(時津)-(急)-183	野田(51)		野田郷
662	長崎(時津)-(急)-190	野田(52)		野田郷
663	長崎(時津)-(急)-190-2	野田(53)		野田郷
664	長崎(時津)-(急)-190-3	野田(54)		野田郷
665	長崎(時津)-(急)-190-4	野田(55)		野田郷
666	長崎(時津)-(急)-190-5	野田(56)		野田郷
667	長崎(時津)-(急)-190-6	野田(57)		野田郷
668	長崎(時津)-(急)-190-7	野田(58)		野田郷
669	長崎(時津)-(急)-194	岩本	2-6379	野田郷
670	長崎(時津)-(急)-194-2	野田(59)		野田郷
671	長崎(時津)-(急)-202	野田(60)		野田郷
672	長崎(時津)-(急)-202-2	野田(61)		野田郷
673	長崎(時津)-(急)-210	六田	2-6378	野田郷
674	長崎(時津)-(急)-211	野田(62)		野田郷
675	長崎(時津)-(急)-211-2	野田(63)		野田郷
676	長崎(時津)-(急)-212	野田(64)		野田郷
677	長崎(時津)-(急)-212-2	野田(65)		野田郷
678	長崎(時津)-(急)-214	野田(66)		野田郷
679	長崎(時津)-(急)-215	野田(67)		野田郷
680	長崎(時津)-(急)-216	野田(68)		野田郷
681	長崎(時津)-(急)-217	野田(69)		野田郷
682	長崎(時津)-(急)-217-2	野田(70)		野田郷
683	長崎(時津)-(急)-218	野田(71)		野田郷
684	長崎(時津)-(急)-219	野田(72)		野田郷
685	長崎(時津)-(急)-220	野田(73)		野田郷
686	長崎(時津)-(急)-220-2	野田(74)		野田郷
687	長崎(時津)-(急)-221	野田(75)		野田郷
688	長崎(時津)-(急)-230	野田(76)		野田郷
689	長崎(時津)-(急)-230-2	野田(77)		野田郷

番号	箇所番号	箇所名	既往番号	所在地
690	長崎(時津)-(急)-230-3	野田(78)		野田郷

(土石流危険区域)

令和7年4月1日現在

番号	溪流番号	既往番号	河川名	溪流名	所在地
1	長崎(時津)-(土)-001	308-I-032	大谷川	大谷川(口)	子々川郷
2	長崎(時津)-(土)-002	308-I-033	大谷川	大谷川(イ)	子々川郷
3	長崎(時津)-(土)-004	308-I-031	佐古平川	佐古平川(口)	子々川郷
4	長崎(時津)-(土)-005	308-I-029	クグ山川	クグ山川	子々川郷
5	長崎(時津)-(土)-006	308-I-018	迎ノ岳川	迎ノ岳川	子々川郷
6	長崎(時津)-(土)-007	308-I-028	子々川川	竹梅川	子々川郷
7	長崎(時津)-(土)-008	308-I-027	子々川川	猪子平川	子々川郷
8	長崎(時津)-(土)-009	308-I-026	子々川川	広田川	子々川郷
9	長崎(時津)-(土)-009-2		子々川川	広田川(イ)	子々川郷
10	長崎(時津)-(土)-010	308-I-025	子々川川	石垣川	子々川郷
11	長崎(時津)-(土)-011	308-I-024	子々川川	焼山川	子々川郷
12	長崎(時津)-(土)-011-2		子々川川	焼山川(イ)	子々川郷
13	長崎(時津)-(土)-012	308-II-014	子々川川	平山川	子々川郷
14	長崎(時津)-(土)-013	308-I-019	子々川川	継石平川	子々川郷
15	長崎(時津)-(土)-014	308-II-013	子々川川	清水川内川	子々川郷
16	長崎(時津)-(土)-015	308-I-023	子々川川	堂川(口)	子々川郷
17	長崎(時津)-(土)-016	308-I-022	子々川川	堂川(イ)	子々川郷
18	長崎(時津)-(土)-017	308-II-011	子々川川	継石川	子々川郷
19	長崎(時津)-(土)-018	308-II-012	子々川川	具ノ平川(へ)	子々川郷
20	長崎(時津)-(土)-019	308-I-021	子々川川	具ノ平川(口)	子々川郷
21	長崎(時津)-(土)-020	308-I-020	子々川川	具ノ平川(イ)	子々川郷
22	長崎(時津)-(土)-022	308-I-017	岩山川	岩山川	日並郷(日並1)
23	長崎(時津)-(土)-023	308-I-016	城ノ平川	城ノ平川	日並郷(日並1)
24	長崎(時津)-(土)-024	308-II-007	白岩川	白岩川	日並郷(日並2)
25	長崎(時津)-(土)-026	308-I-014	五次郎川	五次郎川	日並郷(日並2)
26	長崎(時津)-(土)-027	308-II-009	眉山川	眉山川(口)	日並郷(日並2)
27	長崎(時津)-(土)-027-2	308-II-009	眉山川	眉山川(ハ)	日並郷(日並2)
28	長崎(時津)-(土)-027-3	308-II-009	眉山川	眉山川(ニ)	日並郷(日並2)
29	長崎(時津)-(土)-028		眉山川	眉山川(ホ)	日並郷(日並2)
30	長崎(時津)-(土)-029		眉山川	眉山川(へ)	日並郷(日並2)
31	長崎(時津)-(土)-030		眉山川	眉山川(ト)	日並郷(日並2)
32	長崎(時津)-(土)-032	308-II-006	ウグメノ尾川	ウグメノ尾川(口)	久留里郷
33	長崎(時津)-(土)-032-2		ウグメノ尾川	ウグメノ尾川(ハ)	久留里郷
34	長崎(時津)-(土)-033	308-III-002	ウグメノ尾川	ウグメノ尾川(イ)	久留里郷
35	長崎(時津)-(土)-033-2		ウグメノ尾川	ウグメノ尾川(ニ)	久留里郷
36	長崎(時津)-(土)-033-3		ウグメノ尾川	ウグメノ尾川(ホ)	久留里郷

番号	溪流番号	既往番号	河川名	溪流名	所在地
37	長崎(時津)-(土)-041	308-I-012	左底川	狩底川(口)	左底郷
38	長崎(時津)-(土)-034	308-I-001	松原川	松原川	西時津郷
39	長崎(時津)-(土)-035	308-I-003	鳥井谷川	鳥井谷川	浜田郷
40	長崎(時津)-(土)-036	308-I-004	茶ノ木川	茶ノ木川	浜田郷
41	長崎(時津)-(土)-042-2	308-II-002	作道川	作道川(口)	浜田郷
42	長崎(時津)-(土)-043-2		宮口川	宮口川(口)	元村郷
43	長崎(時津)-(土)-044	308-I-006	時津川	荒平川(口)	元村郷
44	長崎(時津)-(土)-045	308-I-007	時津川	荒平川(ハ)	元村郷
45	長崎(時津)-(土)-046	308-I-008	時津川	荒平川(イ)	元村郷
46	長崎(時津)-(土)-051	308-II-001	吉田川	吉田川(口)	浜田郷
47	長崎(時津)-(土)-052	308-I-002	吉田川	吉田川(イ)	浜田郷

(地すべり)

令和7年4月1日現在

番号	箇所番号	箇所名	所在地
1	時津-(地)-001	石垣	子々川郷
2	時津-(地)-002	木場	子々川郷
3	時津-(地)-003	木場崎	日並郷(日並1)
4	時津-(地)-004	亀頭	日並郷(日並1)
5	時津-(地)-005	左底	左底郷
6	時津-(地)-006	継石	左底郷
7	時津-(地)-007	西時津	西時津郷
8	時津-(地)-008	小島田	浜田郷

時津町消防団編成表

令和7年4月1日現在

地区名	役職員 本部分団別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長		班長	団員	合計	備考
						消防部	警護部	警備班 救護班 機械班 火先班			
全 域	本 部	1	2					2	5	10	班長以下7名は町職員
子々川	第1分団			1	1	1	1	4	15	23	
日 並	第2分団			1	1	1	1	4	15	23	
左 底	第3分団			1	1	1	1	4	15	23	
元 村	第4分団			1	1	1	1	4	15	23	
野 田	第5分団			1	1	1	1	4	15	23	
浦	第6分団			1	1	1	1	4	15	23	
浜 田	第7分団			1	1	1	1	4	15	23	
西時津	第8分団			1	1	1	1	4	15	23	

久留里	第9分団			1	1	1	1	4	15	23	
小島田	第10分団			1	1	1	1	4	15	23	
	計	1	2	10	10	10	10	42	155	240	

危険物施設

令和7年4月1日現在

会社名	所在地	電話	貯蔵施設	品名	数量	自衛 消防 組織	企業間 相互の 消防協定	器具器材の保有数	施設周辺 の概要	
三菱電機 長崎制作 所時津工 場	浜田郷517-7	882-2461	屋内貯蔵所 4施設	1石	2.0 kL		なし	大型消火器 8 小型消火器 36 屋外消火栓設備 18 オイルフェンス 15m 吸着マット 200kg	東～人家 ～山 西～河川 ～長崎県 電機工業 南～学校 北～海	
				〃	0.35kL					
				〃	3.0 kL					
				2石	3.562kL					
				〃	0.3kL					
				〃	4.0 kL					
				3石	10.396kL					
				〃	0.9kL					
				〃	10kL					
				〃	1.0 kL					
				4石	4.564kL					
				アルコール	0.02kL					
				一般取扱所 1施設	1石					0.9kL
				2石	7.0kL					
3石	4.0kL									
4石	3.0kL									
アルコール	0.2kL									
(株)フォプロ	久留里郷1439-58 (860-2611)	856-8101	屋内タンク 2施設	液化 プロパンガス	30t 30t	なし	なし	散水設備 散水ホース 散水ポンプ	東～海 西～工場 南～川 北～町浄 水場	
			屋内タンク 1施設	液化 ブタンガス	10t					

備考

品名欄の1石、2石、3石、4石とは、消防法(別表)に掲げる第1石油類、第2石油類、第3石油類、第4石油類をいう。

1石：アセトン・ガソリン等、液体で引火点が21度未満のもの。

2石：灯油・軽油等、液体で引火点が21度以上70度未満のもの。

3石：重油・クレオソート油等、温度20度で液状であるもので、引火点が70度以上200度未満のもの。

4石：ギヤー油・シリンダー油等、温度20度で液状であるもので、引火点が200度以上のもの。

給油所一覧表

(第2種査察対象物)

施設の名称 所在地	設置許可年月日(番号) 完成検査年月日(番号)	品名 数量 kl	倍数 備考
光洋石油(株) 時津給油所 時津町浜田郷149-3	H 6. 10. 7(6-290) H 6. 12. 6(6-415)	①40.0 ②30.0 ③ 2.0	231.0
(株) インデックステール西九州 時津町久留里郷414	H 7. 4. 10(7-13) H 7. 6. 26(7-150)	①30.0 ②20.0 ③ 1.9	170.95
マツハヤ石油(株)ルート・エム時津給油所 時津町元村郷861-5	S62. 9. 26(62-294) S62. 12. 5(62-464)	①38.8 ②28.8 ③ 1.9	223.75
全農エネルギー(株)JASSPORT時津店 時津町久留里郷1439-1	H16. 8. 4(16-55) H16. 10. 13(16-100)	①64 ②32	352
光成石油(株) セルフなづみ 時津町左底郷1583-1	H15. 10. 23(15-82) H15. 12. 24(15-104)	①67.0 ②40.0 ③ 1.9	375.95
(株) 山下石油店 時津給油所 時津町野田郷960-10	H 4. 11. 26(4-459) H 5. 1. 19(4-530)	①40.0 ②30.0 ③ 1.9	290.95
株新出光西時津給油所 時津町西時津郷6-1	H18. 2. 27(17-153) H18. 4. 25(18-15)	①64.0 ②32.0 ③ 2.0	353.0
福岡スタンダード石油(株)セルフ時津SS 時津町野田郷35-1	H22. 1. 26(21-204) H22. 6. 23(22-56)	①124 ②47.0	684.0

①第1石油(ガソリン・アセート)

②第2石油(灯油)

③第3石油(廃油)

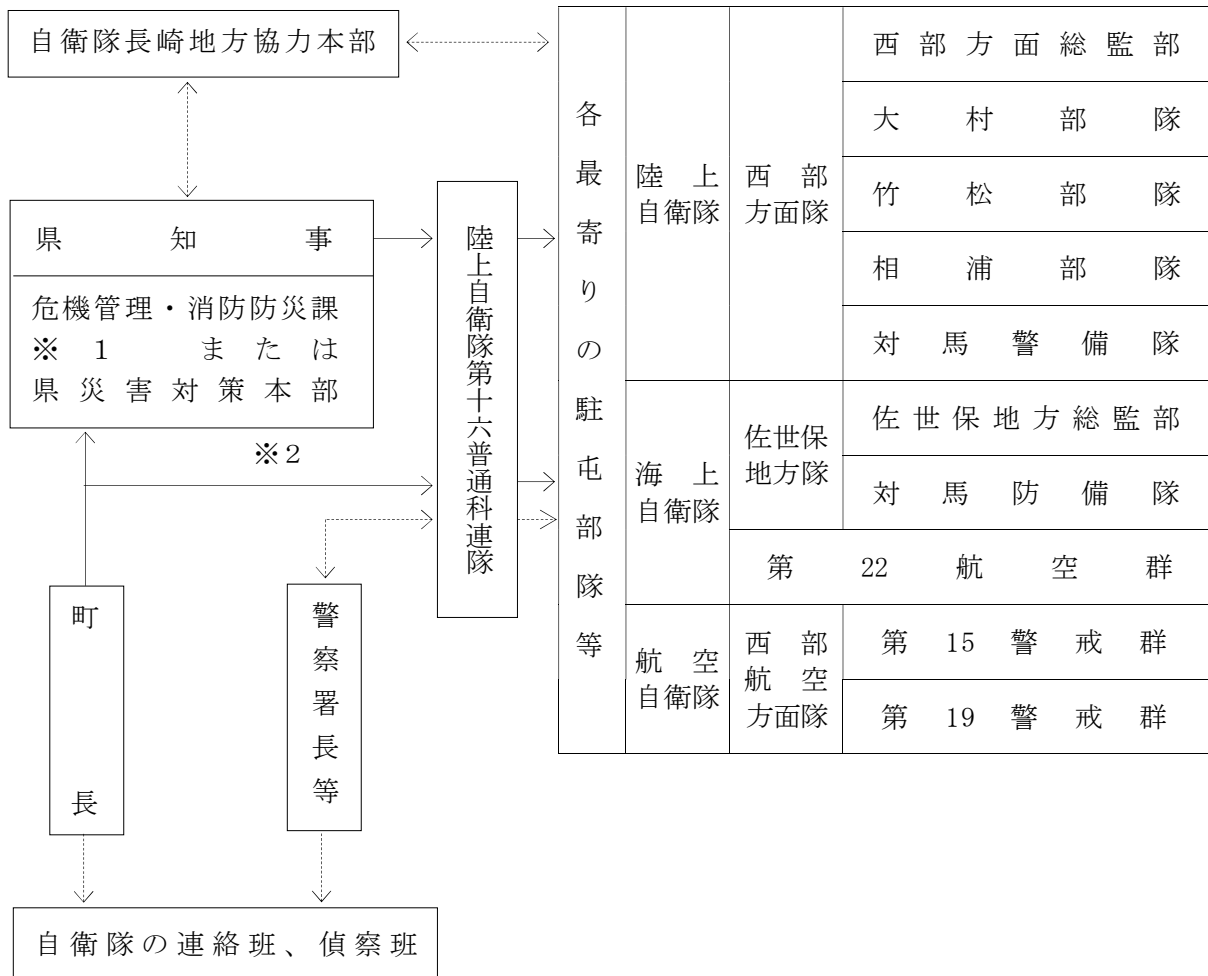
ヘリコプター離着陸適地

令和7年4月1日現在

名称	所在地	管理者
時津町立鳴北中学校	久留里郷53-5	時津町教育委員会
時津町立時津中学校	浜田郷530-1	時津町教育委員会
学校法人青雲学園	左底郷245-2	青雲学園理事長
とぎつ海と緑の運動公園	日並郷3630	時津町総務課
南公園	元村郷、野田郷	時津町総務課
子々川グラウンド	子々川郷1370-1	時津町総務課
時津小学校	野田郷2	時津町教育委員会
鳴鼓小学校	左底郷79-9	時津町教育委員会
時津北小学校	日並郷2192	時津町教育委員会
時津東小学校	浜田郷1334	時津町教育委員会

派遣要請の系統

令和7年4月1日現在



- 注 → 法令による系統
 ↔ 県（市町）部隊間の連絡
 ※1 災害対策本部設置の場合
 ※2 県との通信途絶等の場合

災害派遣要請依頼書

年 月 日

知 事 様

町 長 名

自衛隊の災害派遣要請依頼について

下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況および派遣要請を依頼する理由
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
派遣を依頼する理由

- 2 派遣を希望する期間

- 3 派遣を希望する区域および活動内容
派遣を希望する区域
連絡場所および連絡職員
活動内容（負傷者の救出・救護・道路の啓開等）

- 4 その他参考となるべき事項
作業用資材、宿営施設の準備状況等

撤収要請依頼書

年 月 日

知 事 様

町 長 名

自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧もおおむね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日 時

2 派遣要請依頼日時

年 月 日 時

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

県内自衛隊の配置および管轄区域

令和7年4月1日現在

	駐とん地	所在地(電話)	指定部隊等の長	備考
陸	大村駐とん地	大村市西乾馬場町416 (0957-52-2131)	大村駐とん地司令	長崎県(対馬除く) 全般を直轄
	竹松駐とん地	大村市富の原1丁目1000 (0957-52-3141)	竹松駐とん地司令	
	相浦駐とん地	佐世保市大瀨町 (0956-47-2166)	相浦駐とん地司令	
上	対馬駐とん地	対馬市巖原町 (0920-52-0791)	対馬駐とん地司令	
海	佐世保地方総監部 (警備隊を含む)	佐世保市平瀬町 (0956-23-7111)	佐世保地方総監	
	第22航空群	大村市今津町10 (0957-52-3131)	第22航空群司令	
	対馬防備隊	対馬市美津島町 (0920-54-2209)		
	上対馬警備所	対馬市上対馬町 (0920-86-2249)		
	下対馬警備所	対馬市巖原町竜崎 (0920-52-0997)		
	上	壱岐警備所	壱岐市勝本町 (09204-2-0167)	
航空その他	西部航空方面隊 第15警戒群	五島市三井楽町 (0959-84-2074)		
	西部航空方面隊 第19警戒群	対馬市上対馬町 (0920-86-2202)		
	自衛隊長崎地方協力本部	長崎市出島町2-25 (095-826-8844)		
	防衛省九州防衛施設局 長崎防衛支局	長崎市出島町2-25 (095-825-5303)		

大雨警報・洪水警報の危険度分布(キキクル)の種類と概要

種 類	概 要
大雨警報(土砂災害)の危険度分布 「土砂キキクル」	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布および土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・危険(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・警戒(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・注意(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報(浸水害)の危険度分布 「浸水キキクル」	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水警報の危険度分布 「洪水キキクル」	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・危険(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・警戒(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・注意(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。</p> <p>流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 長崎地方気象台

時津町	府県予報区	長崎県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	長崎地区		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	29	
		土壌雨量指数基準	163	
	洪水	流域雨量指数基準	時津川流域=7.4	
		複合基準	-	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			大村湾	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			大村湾	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 10cm
			山地	12時間降雪の深さ 20cm
	波浪	有義波高	2.5m	
高潮	潮位	1.1m		
注意報	大雨	表面雨量基準	18	
		土壌雨量指数基準	94	
	洪水	流域雨量指数基準	時津川流域=5.9	
		複合基準	-	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			大村湾	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			大村湾	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 3cm
			山地	12時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			大村湾	500m
乾燥	①最小湿度 45%で、実効湿度 65% ②実効湿度 60%			
なだれ	積雪の深さ 100 cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30 cm 以上			
低温	夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3日続いた後、さらに 2日 以上続くと予想される場合 冬期：最低気温が -3℃以下			
霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温 4℃以下			
着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温：-2℃～2℃ 湿度 90%以上			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm		

- (1) 警報とは、重大な災害が起こる恐れのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こる恐れのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

- (3) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (4) 表中において、対象市町村等で発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“-”で、それぞれ示している。
- (5) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (6) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (7) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は、1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、「大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値（1km 四方）【CSV 形式】」
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (8) 洪水の欄中、「時津川流域＝7.4」は、「時津川流域の流域雨量指数7.4以上」を意味する。
- (9) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は「洪水警報・注意報の基準値（1km 四方）【CSV 形式】」
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (10) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は「洪水警報・注意報の基準値（1km 四方）【CSV 形式】」
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (11) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いる。
- (12) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

気象等に関する特別警報の発表基準一覧表

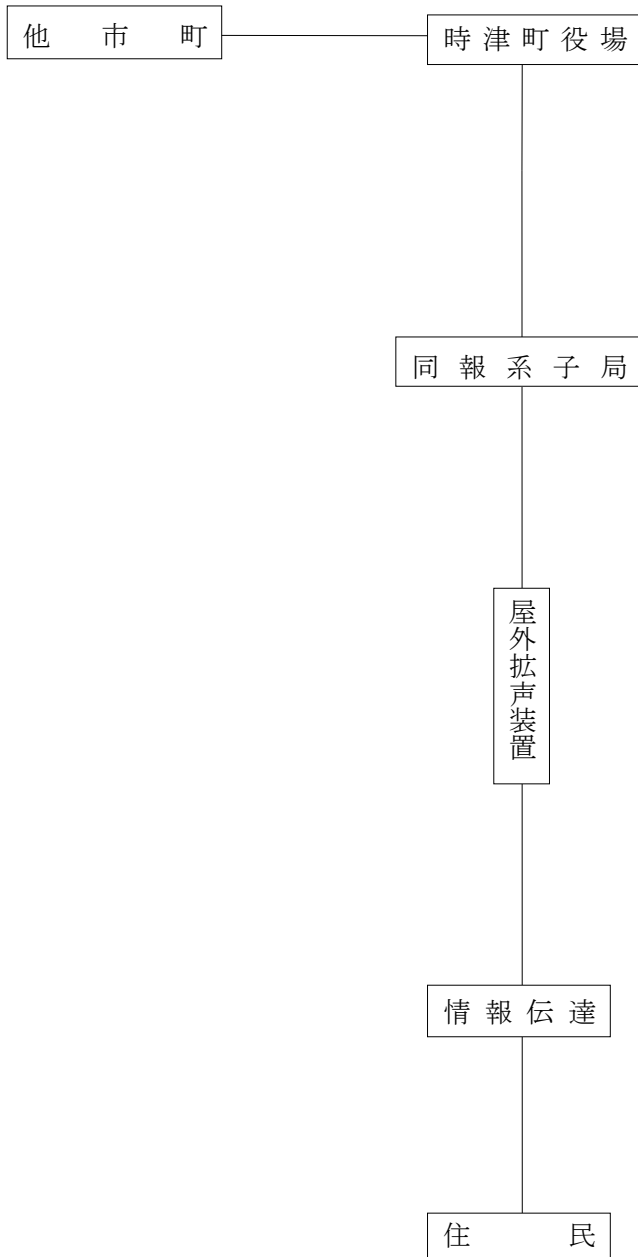
現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

気象警報等発表時における町や住民の対応例

気象状況	気象庁等の情報		市町村の対応		住民が取るべき行動	警戒レベル	
数十年に一度の大雨	大雨特別警報	キキクル 災害切迫	氾濫発生情報	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	5	
<警戒レベル4までに必ず避難！>							
大雨の数時間～2時間程度前	土砂災害警戒情報	高潮警報 高潮特別警報	危険	氾濫危険情報	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	危険な場所から全員避難 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	4
大雨の数時間前	※1 大雨警報 洪水警報	高潮警報に切り替える可能性が高い 注意報	警戒	氾濫警戒情報	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	3
大雨の半日～数時間前	大雨警報に切り替える可能性が高い 注意報	高潮注意報	注意	氾濫注意情報	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制)	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	2
大雨の数日～約1日前	早期注意情報 (警報級の可能性)				第1次防災体制 (連絡要員を配置)	災害への心構えを高める	1
				・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認			

時津町防災行政無線システム図



時津町防災行政無線一覽表

令和7年4月1日現在

(無線局)

No.	局名	設置場所
0	時津町役場	浦郷274- 1
1	登路福	子々川郷451
2	小登路福	子々川郷435- 1
3	広田	子々川郷1371
4	田ノ浦	子々川郷1137
5	城ノ尾	子々川郷1687
6	中山	子々川郷2636
7	高尾	日並郷394
8	亀ノ頭	日並郷840
9	城山	日並郷1408
10	中曾根	日並郷2217- 5
11	山ノ田	日並郷2240- 9
12	保立目	日並郷1855
13	平床	日並郷3056
14	白岩	日並郷3460
15	合埴	久留里郷53- 5
16	新開	久留里郷285
17	樽角	久留里郷464
18	船蔵	久留里郷1025- 1
19	岳ノ本	久留里郷1178
20	石橋	左底郷354-28
21	平原	左底郷785- 1
22	左別当	野田郷1534
23	牛ノ頭	左底郷128
24	野添	左底郷1566-3
25	大久保	浦郷51- 1
26	清水	野田郷480
27	陣ノ内	野田郷677- 3
28	岩本	野田郷81- 1
29	開田	元村郷1063- 3
30	打坂	元村郷1191- 1
31	樋ノ平	元村郷765- 1
32	栗岩	元村郷463
33	松山	元村郷359
34	寺本	浜田郷141- 1
35	神崎浦	浜田郷520-37
36	竹下	浜田郷615- 1
37	向道	浜田郷1579
38	中迫	浜田郷1354
39	馬場	浜田郷1258- 2
40	天神木	浜田郷789
41	福島	西時津郷191- 1
42	中園	西時津郷793- 2
43	空ノ巢	西時津郷490- 1
44	幸下	西時津郷1302

(戸別受信機)

No.	名称	住 所	連絡先
1	町長		
2	副町長		
3	教育長		
4	総務部長		
5	総務課長		
6	総務課長補佐		
7	総務課職員		
8	総務課職員		
9	建設水道部長		
10	都市整備課長		
11	産業振興課長		
12	福祉部長		
13	教育次長		
14	消防団長		
15	消防団副団長		
16	消防団副団長		
17	第1分団分団長		
18	第2分団分団長		
19	第3分団分団長		
20	第4分団分団長		
21	第5分団分団長		
22	第6分団分団長		
23	第7分団分団長		
24	第8分団分団長		
25	第9分団分団長		
26	第10分団分団長		
27	時津中学校	浜田郷 530- 1	882-2530
28	鳴北中学校	久留里郷 53- 5	881-1720
29	時津小学校	野田郷 2	882-2025
30	鳴鼓小学校	左底郷 79- 9	882-0047
31	時津北小学校	日並郷 2192	882-2353
32	時津東小学校	浜田郷 1334	882-0446
33	時津町コスモス会館	浜田郷 520-12	882-9955
34	時津公民館	元村郷 429- 2	882-2975
35	時津町北部コミュニティセンター	日並郷 1317- 1	881-7312
36	とぎつカナリーホール	野田郷 62	882-0003
37	時津町福祉センター	左底郷 367	882-0777
38	時津図書館	浦郷 31-14	882-4436
39	時津町立保育園	浦郷 31- 2	882-2328
40	B&G海洋センター	日並郷 3630	882-9598
41	崎野自然公園	西時津郷 1379- 1	882-6303
42	北児童館	日並郷 1317- 1	881-7537
43	なづみ児童館	左底郷 209	881-3800
44	東児童館	浜田郷 143- 6	881-7733
45	長崎県立盲学校	西時津郷 873	882-0020
46	長崎県立時和特別支援学校	西時津郷 873	886-8270
47	青雲学園	左底郷 245- 2	881-7075
48	長崎外国語大学	長崎市横尾 3-15- 1	840-2000

災害発生連絡表

		受付課		部長
受付年月日	年 月 日 時 分	受付者		
申出人住所	TEL	氏名		
被害の場所	時津町 郷 番地 ()			課長
被害連絡の状況				課長補佐
				係長
				係員
		連絡日時	月 日 時 分	
		連絡担当課		
		連絡者氏名		

災害調査報告表

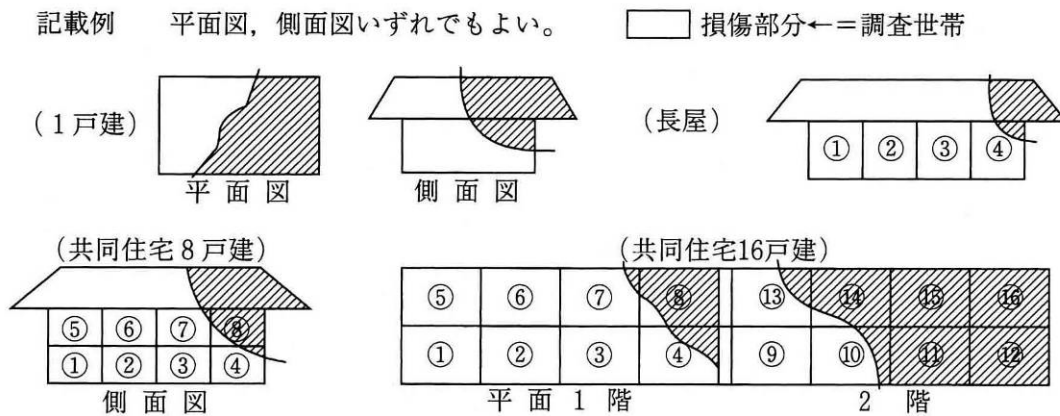
		報告課		部長		
被害調査の状況および位置				課長		
				課長補佐		
処 置				係長		
				係員		
				調査月日	月 日	
				連絡担当課		
		調査員氏名				
		被害概算額		円		

災害等調査表

		年 月 日		調査員			
住家 非住家		自治会					
り 災 世 帯	住 所	時津町 郷・丁目		番地		TEL	
	氏 名			職業			
	世帯人員	人	うち 小学生	人	中学生	人	計 人
り 災 の 程 度	棟別	全壊(焼)・大規模半壊・中規模半壊・半壊(焼)・準半壊・準半壊に至らない		世帯別	全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない		
	建物流出		埋没	土砂竹木堆積	床上浸水	床下浸水	敷地崩壊
	死者	男 人	行方不明	男 人	重傷者	男 人	軽傷者 男 人
		女 人	女 人		女 人	女 人	
り 災 建 物 の 構 造 状 況	住 家	一戸建 共同住宅	自家借家	非 住 家	用途		
		長屋 その他			名称		
	同一棟の世帯数			所在地	時津町 郷・丁目 番地		
	共同住宅等の場合、名称						
	構造	耐火(簡耐)	セメント瓦	延べ	m ²		
		木造	日本瓦 葺 階建		または		
			金属瓦	面積	坪		
			その他				
	所有者(名義)	住所		氏名			
家財等の損害 非住家はその収容物		水損 破損 汚損		全家財の約		%	
備 考 欄							
避難(連絡)先		町 郷		番地		方 TEL	

記載上の注意

1. 住家については世帯ごとに、非住家については棟ごとに調査表を作成する。
2. 該当事項は○で囲む。
3. 非住家の場合、被災世帯および被災建物の状況の住家欄は記入の必要なし。
4. 非住家の場合、用途（官公署、学校、病院、神社、仏閣、事務所、店舗、工場、倉庫、納屋、物置、車庫、養畜場など）およびその名称（法人名、会社名、○○神社、○○寺など）があるものは記入する。
5. 住家の同一棟に2世帯以上あるときは、被災の程度については棟別、世帯別（例えば棟で半壊であっても世帯では全壊ということがある。）の両方に記入する。
6. 借家の場合または自家でも世帯主と名義が異なる場合および非住家の場合には、その建物の所有者（名義）を記入する。
7. 備考欄には、死傷者の氏名、年齢および建物の被災程度を判定した資料（状況）を記入する。1戸建の場合でも説明しにくいときはつとめて略図（平面図、側面図）を記入し、同一棟に2世帯以上ある場合は必ず、次の要領により略図を付記し、同一棟ごとにまとめてとじこむこと。



8. 建物被災の判定資料

判定の基礎		区 分									
被害床面積 延べ面積	%	全 壊				半 壊			準半壊	準半壊に 至らない	
		100	90	80	70	大規模半壊	中規模半壊	その他			
主要構造部被害額 住家の時価	%	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10
補修と再使用の 可否による	%	全 壊				半 壊			準半壊	準半壊に 至らない	
		(全) 補修により元通りに再使用することが困難なもの				(大半) 大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの					(半その他) 補修すれば元どおりに再使用できるもの
火 災	焼き損害額 建物全評価額	全 焼				半 焼			部分焼		
	%	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10
補修と再使用の 可否による	%	(全) 残存部分に補修を加えても再使用できないもの				(半)			(一) 半焼に至らないもの		

災害に係る住家の被害認定の概要

1. 被害認定基準

被害認定は「災害の被害認定基準」等に基づき、市町村が下表の①または②のいずれかによって行う。

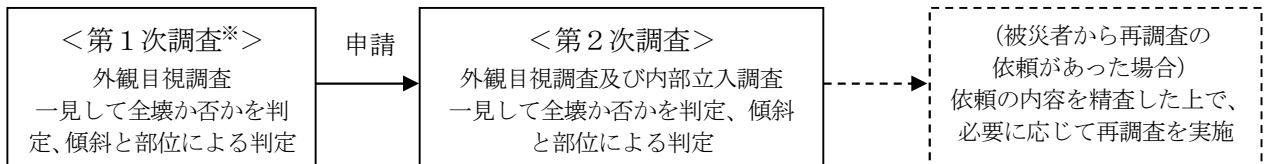
	全壊	半壊			準半壊
		大規模半壊	中規模半壊	その他	
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満

2. 災害ごとの被害認定方法

(②損害基準判定(経済的被害)で判定する場合)

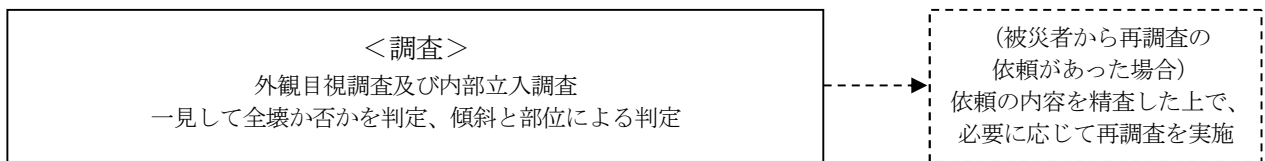
具体的な調査方法および判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により判定する。

(1) 地震による住家被害に係る調査の流れ



※第1次調査は、外観から調査可能な部分の調査とする。

(2) 水害または風害による住家被害に係る調査の流れ



(3) 住家全体の損害割合の算定方法

部位毎に損害割合を算出し、住家全体の損害割合を求める。

$$\Sigma \left(\boxed{\text{当該部位の損害の程度}(\text{※})} \times \underbrace{\boxed{\text{当該部位の家屋全体に占める構成割合}}}_{\substack{\text{運用指針により床、屋根等の} \\ \text{部位毎に定められた構成割合}}} \right) = \boxed{\text{住家全体の損害割合}}$$

$$\text{※} \boxed{\text{当該部位の損害の程度}} = \Sigma \left(\underbrace{\boxed{\text{当該部位の一部の損害の程度(10\%~100\%)}} \times \boxed{\text{当該部位の一部の当該部位全体に占める割合}}}_{\text{市町村による調査}} \right)$$

(4) 各部位毎の構成割合（木造・プレハブの場合）

地震による被害（第1次調査）		地震による被害（第2次調査）、水害による被害および風害による被害	
屋根	15%	屋根	15%
壁（外壁）	75%	柱（または耐力壁）	15%
		床（階段を含む。）	10%
		外壁	10%
		内壁	10%
基礎	10%	天井	5%
		建具	15%
		基礎	10%
		設備	10%

(5) 損傷の例示（木造・プレハブの住家の屋根の場合（抜粋））

損傷の例示	損傷程度
<ul style="list-style-type: none"> 棟瓦（がんぶり瓦、のし瓦）の一部がずれ、破損が生じている。 	10%
<ul style="list-style-type: none"> 棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。 一部のスレートにひび割れが生じている。 浸水により屋根葺材等に浮きが見られる。※¹ 屋根の一部に飛来物による軽微な衝突痕がある。※² 	25%
<ul style="list-style-type: none"> 棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 棟瓦以外の瓦もずれが著しい。 浸水により屋根断熱材・屋根防水材の機能損失が見られる。※¹ 浸水によりスレート等屋根葺材の損傷または脱落が見られる。※¹ 浸水により下地材の損傷が見られる。※¹ 金属板葺材の半分程度がはがれている。※² 屋根の一部に飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。※² 	50%
<ul style="list-style-type: none"> 屋根に若干の不陸が見られる。 小屋組の一部に破損が見られる。 瓦がほぼ全面的にずれ、破損または落下している。 スレートのひび割れ、ずれが著しい。 金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 屋上仕上面に破断や不陸が生じている。 屋根の大半で多数の飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。※² 野地板の一部がはがれている。※² 	75%
<ul style="list-style-type: none"> 屋根に著しい不陸が見られる。 小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 屋上仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる。 屋根の全面にわたって多数の飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。※² 野地板の損傷が著しい※² 	100%

※¹ 水害による住家被害および風害による住家被害の場合のみの例示

※² 風害による住家被害の場合のみの例示

災害等調査集計表

年 月 日調整

調査区域		調査員所属		氏名	
------	--	-------	--	----	--

災害種別	区分	棟数		世帯数	世帯人員	小学生	中学生
		住家	非住家				
全	壊焼	(棟)	(棟)	(世帯)	(人)	(人)	(人)
大半	壊	(棟)	(棟)	(世帯)	(人)	(人)	(人)
中半	壊	(棟)	(棟)	(世帯)	(人)	(人)	(人)
半	壊焼	(棟)	(棟)	(世帯)	(人)	(人)	(人)
準半	壊焼	(棟)	(棟)	(世帯)	(人)	(人)	(人)
準半壊に 至らない		(棟)	(棟)	(世帯)	(人)	(人)	(人)
建物流出		(棟)	(棟)	(世帯)	(人)	(人)	(人)
床上浸水		(棟)	(棟)	(世帯)	(人)	(人)	(人)
床下浸水		(棟)	(棟)	(世帯)	(人)	(人)	(人)
計		(棟)	(棟)	(世帯)	(人)	(人)	(人)

区分	男女別		計
	男	女	
死者			
行方不明者			
重傷者			
軽傷者			

災害概況即報

[災害概況即報]

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 (第 報)
(市町村→地方本部→県本部)

災害の概況	発生場所		発生日時	年 月 日 時 分						
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	準半壊	棟
		※上記のうち 災害関連死者	人	軽傷	人		大規模半壊	棟	準半壊に 至らない	棟
		不明	人				中規模半壊	棟	床上浸水	棟
							半壊 (その他)	棟	床下浸水	棟
	119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の 設置状況	(都道府県)				(市町村)				
	消防機関等の 活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請 の状況									
	その他県又は町が 講じた応急対策									

避難状況	勧告・指示自主の別	日時	地区名	避難先	人員

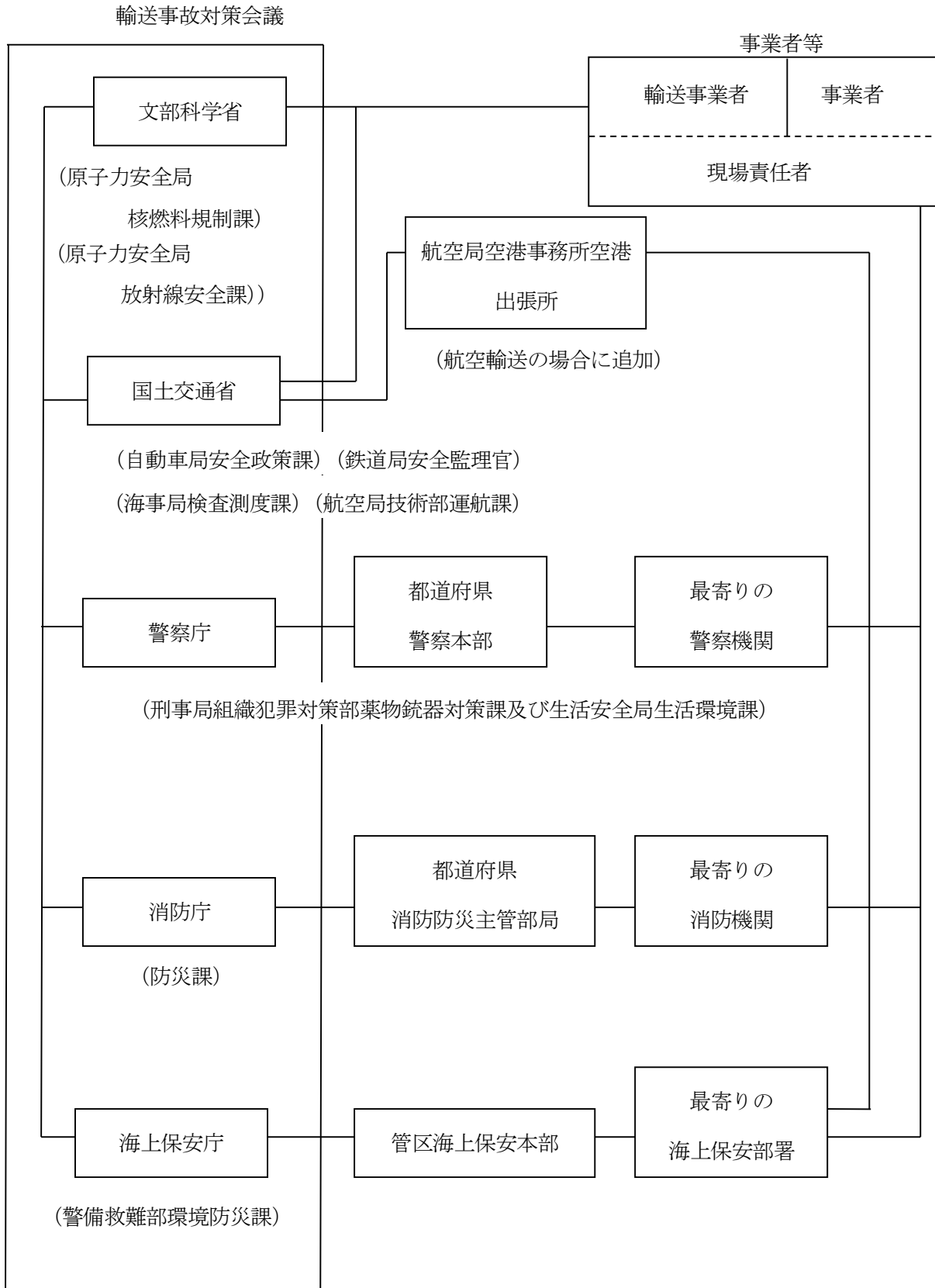
被害状況報告

(町→地方本部)

市町名		月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	
報告者名		即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	
区 分		被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	
人的被害	死者	1	人						
	※うち災害関連死者		人						
	行方不明者	2	人						
	負傷者	3	人						
住家損害	重傷	4	人						
	棟	5							
	壊	6	世帯						
		7	人						
	棟	8							
	大規模半壊	9	世帯						
		10	人						
	棟	11							
	中規模半壊	12	世帯						
		13	人						
	棟	14							
	半壊	15	世帯						
		16	人						
	棟	17							
	準半壊	18	世帯						
		19	人						
	棟	20							
	準半壊に至らない(一部損壊)	21	世帯						
		22	人						
	棟	23							
	床上浸水	24	世帯						
		25	人						
	棟	26							
	床下浸水	27	世帯						
		28	人						
	計	29	千円						
	非住家	公共建物	30	棟					
		その他	31	棟					
	その他	田	流出・埋没	32	ha				
冠水		33	ha						
畑		流出・埋没	34	ha					
		冠水	35	ha					
学		校	36	箇所					
病		院	37	箇所					
道		路	38	箇所					
橋		りょう	39	箇所					
河		川	40	箇所					
港		湾	41	箇所					
砂		防	42	箇所					
清		掃施設	43	箇所					
が		け崩れ	44	箇所					
鉄		道不通	45	箇所					
被		害船	46	隻					
水		道	47	戸					
電		話	48	回線					
電		気	49	戸					
ガ		ス	50	戸					
ブ		ロック塀等	51	箇所					
り	災世帯数	52	世帯						
り	災者数	53	人						
火災発生	建	物	54	件					
	危	険物	55	件					
	そ	の他	56	件					
公	立文教施設	57	千円						
農	林水産業施設	58	千円						
公	共土木施設	59	千円						
そ	の他の公共施設	60	千円						
小	計	61	千円						
公	共施設被害市町村数	62	団体						
その他	農	産被害	63	千円					
	林	産被害	64	千円					
	水	産被害	65	千円					
	商	工被害	67	千円					
	そ	の他	68	千円					

被害総額	69	千円							
災害対策本部	設置		年 月 日		時 分				
	解散		年 月 日		時 分				
災害救助法適用									
消防職員出動延人数	人								
消防団員出動延人数	人								
119番通報件数	件								
災害の概況									
消防機関等の活動状況									
自衛隊の災害派遣									
その他									

事故時の連絡体制



関係省庁の役割分担

- (1) 文部科学省： 輸送物の安全確保（輸送容器の健全性、収納物の評価）に関する事項
危険時の措置命令に関する事項
放射性物質輸送事故対策会議の庶務に関する事項（陸上輸送時）
専門家派遣の取りまとめに関する事項
- (2) 国土交通省： 輸送方法（輸送手段、積載方法等）の安全確保に関する事項
危険時の措置命令に関する事項
放射性物質輸送事故対策会議の庶務に関する事項（海上および航空輸送時の場合）
- (3) 警 察 庁： 運搬の届出等に係る安全確保（日時、経路、車両編成等）に関する事項
都道府県警察の対応措置に関する事項
- (4) 消 防 庁： 火災事故、人身事故等に関する事項
消防機関の対応措置に関する事項
都道府県消防防災主管部局の対応措置に関する事項
- (5) 海上保安庁： 運送の届出等に係る安全確保（日時、経路、船種等）に関する事項
海上保安部署の対応措置に関する事項

避難情報発令の判断基準(土砂災害)

区分	判断基準
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>■災害が発生するおそれがあるとき。具体的には、以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して、災害発生リスクのある地区に発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本町に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当）が発表され、かつ、「長崎県河川砂防情報システム」及び「土砂キキクル（危険度分布）」において、土砂災害の危険度が警戒レベル3相当「警戒（赤）」になった場合 ●高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） ●近隣市町にて前兆現象の発見があったとき。 （斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>■災害が発生するおそれが高いとき。具体的には、以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して、災害発生リスクのある地区に発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本町に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）が発表された場合 ●「長崎県河川砂防情報システム」及び「土砂キキクル（危険度分布）」において、土砂災害の危険度が警戒レベル4相当「危険（紫）」になった場合 ●避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ●避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風が吹き始める前に発令） ●近隣市町にて前兆現象の発見があったとき。 （斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等） ●土砂災害危険箇所付近にて前兆現象の発見があったとき。 （湧水・地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面からぱらぱら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等）
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>■災害が発生している・切迫しているとき。具体的には、当該地区内において土砂災害が発生していることまたはその前兆現象があることを把握した場合に発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害の発生が確認されたとき。 ●土砂移動現象、前兆現象が発見され災害発生の危険性が高いとき。（山鳴り、流木の流出、斜面の崩壊等） ●大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表されたとき。 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることから、大雨特別警報（土砂災害）の発表を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料の一つとする。
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●避難情報の発令に当たっては、町周辺の雨量観測局等（滑石雨量観測局・

区分	判断基準
	<p>八反田雨量観測局・中山ダム雨量計)の各種気象情報を含め総合的に判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	<ul style="list-style-type: none"> ●解除については、土砂災害警戒情報等の解除、今後の気象状況、土砂災害の発生状況等を総合的に判断して行う。ただし、土砂災害が発生した箇所、前兆現象が確認された箇所およびこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

避難情報発令の判断基準(河川の氾濫)

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ■災害が発生するおそれがあるとき。具体的には、以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して、災害発生リスクのある地区に発令する。 ●相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 ●洪水警報（警戒レベル3相当）が発表された場合 ●「洪水キキクル（危険度分布）」において、洪水警報の危険度が警戒レベル3相当「警戒（赤）」になった場合 ●時津川の丸田橋水位観測所の水位が避難判断水位（1.5m）を超え、流域雨量指数の予測値7.4に達しており、今後相当量（30ミリ目安）の時間雨量が予想される場合 ●久留里川（準用河川）、日並川、元村川、野田川（普通河川）等については、対象となる河川が増水し、近隣地域での浸水が発生しており、今後相当量（30ミリ目安）の時間雨量が予想される場合 ●高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ■災害が発生するおそれが高いとき。具体的には、以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して、災害発生リスクのある地区に発令する。 ●相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 ●「洪水キキクル（危険度分布）」において、洪水警報の危険度が警戒レベル4相当「危険（紫）」になった場合 ●時津川の丸田橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（1.9m）を超えた場合 ●久留里川（準用河川）、日並川、元村川、野田川（普通河川）等については、対象となる河川の近隣地域で浸水が拡大している場合や堤防、護岸等の異常を確認した場合 ●避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ●避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風が吹き始める前に発令）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■災害が発生している・切迫しているとき。具体的には、堤防の決壊や越水・溢水等が発生していることを把握した場合に発令する。 ●時津川の丸田橋水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位（3.55m）に達

区分	判断基準
	<p>する恐れがあるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●久留里川（準用河川）、日並川、元村川、野田川（普通河川）等については、対象となる河川の近隣地域で浸水が床上に及んでいる場合や堤防、護岸等の大規模決壊を確認した場合 ●河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。 ●堤防の決壊・越水を確認したとき。 ●大雨特別警報（浸水害）（警戒レベル5相当）が発表されたとき。 <p>大雨特別警報（浸水害）は、大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることから、大雨特別警報（浸水害）の発表を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料の一つとする。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●避難情報の発令に当たっては、町周辺の雨量観測局等（滑石雨量観測局・八反田雨量観測局・中山ダム雨量計）の各種気象情報を含め総合的に判断する。
避難情報の解除	<ul style="list-style-type: none"> ●解除については、洪水警報等の解除、河川水位の低下、今後の気象状況、被害の発生状況等を総合的に判断して行う。ただし、前兆現象が確認された箇所、決壊・越水等の被害が発生した箇所およびこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

避難情報発令の判断基準(高潮)

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●時津港の潮位が、2時間後に東京湾平均海面（TP）上1.1mを超えると予想される場合 ●風向・風速などから、越波・越流の危険が高いと判断される場合 ●高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（警戒レベル3相当） ●高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 ●高齢者等避難の発令が必要となるような台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮警報または高潮特別警報（いずれも警戒レベル4相当）が発表され、時津港の潮位が、1時間後に東京湾平均海面（TP）上1.1mを超えると予想される場合 ●風向・風速などから、越波・越流の危険が高いと判断される場合 ●避難指示の発令が必要となるような台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令） ●避難指示の発令が必要となるような台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風が吹き始める前に発令）

<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮による海岸堤防等の決壊や異常な越波・越流が発生していることを把握した場合 ●長崎県が高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当）を発表したとき
----------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

避難情報発令の判断基準(津波)

<p>避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき ●停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

避難(場)所 一覧表

令和7年4月1日現在

<施設>

地 区	名 称	収容可能人員		施設の状況			給食施設
		一 時	収容	建物区分	構造	収容面積 ㎡	
子々川	子々川公民館	132			木造	132	有
	登呂福集会所	37			木造	37	有
	田ノ浦集会所	34			木造	34	有
	石垣集会所	49			木造	49	有
	中山集会所	81			木造	81	有
日 並	日並公民館	107			木造	107	有
	日並3地区集会所	121			木造	121	有
	平床集会所	53			木造	53	有
	時津北小学校	832	416	体育館	鉄筋	832	無
	時津町B&G海洋センター	1,717	858	体育館	鉄筋	1,717	無
	時津町北部コミュニティセンター	450	395		鉄筋	1,358	有
	釜ノ島集会所	187			鉄骨	187	有
	さくら会館中央斎場ひなみ	640		和室等	鉄骨	640	有
久留里	久留里公民館	134			木造	134	有
	先久留里集会所	113			木造	113	有
	岳集会所	33			木造	33	有
	鳴北中学校	980	490	体育館	鉄筋	980	無
	鳴鼓小学校	636	318	体育館	鉄筋	636	無
左 底	左底公民館	98	44		木造	98	有
	時津町総合福祉センター	476	238		鉄筋	476	有
	元村1公民館	161			鉄骨	161	有
元 村	元村2公民館	110			木造	110	有
	時津公民館	634	317		鉄筋	634	有
	県営住宅集会所	48			木造	48	有
	時津小学校	780	390	体育館	鉄骨	780	無
野 田	野田集会所	62			木造	62	有
	野田ふれあい館	150			木造	262	有
	とぎつカナリーホール	770			SRC	6,258	有
	時津図書館	78			鉄筋	78	有
浦	時津町役場	398		会議室	鉄筋	398	有
	時津公民館別館	94			鉄筋	94	有
	時津警察署	148		武道場	鉄筋	148	有
	万行寺	142			鉄筋	142	有
浜 田	時津中学校	1,188	594	体育館	鉄筋	1,188	無
	浜田2地区集会所	58			軽鉄	58	有
	時津町東部コミュニティセンター	525	262		鉄筋	525	有
	コスモス会館	2,337	1,168		鉄筋	2,337	有

地 区	名 称	収容可能人員		施設の状況			給食 施設
		一 時	収容	建物区分	構造	収容面積 ㎡	
	時津東小学校	669	334	体育館	鉄筋	669	無
小島田	小島田公民館	93			木造	93	有
	坊ノ前集会所(区画整理事業に伴い一時閉鎖中)	—	—	—	—	—	—
	県立盲学校	744	372	体育館	鉄筋	744	無
西時津	片峰集会所	46			木造	46	有
	崎野自然公園	734		バンガロー	木造	734	有
	長与・時津環境施設組合	168		研修室	鉄筋	168	有

<公園等>

公園等名	所在地名	面 積 (㎡)
子々川公民館横グラウンド	子々川郷	5,000
中島公園	日並郷	2,347
時津北小学校グラウンド	日並郷	11,283
とぎつ海と緑の運動公園	日並郷	35,089
久留里児童公園	久留里郷	1,651
鏡島公園	久留里郷	9,052
鳴北中学校グラウンド	久留里郷	18,661
左底中街区公園	左底郷	2,019
鳴鼓小学校グラウンド	左底郷	10,642
元村下街区公園	元村郷	1,537
南公園	元村郷、野田郷	31,059
時津小学校グラウンド	野田郷	5,939
野田街区公園	野田郷	1,646
文化の森公園	野田郷	124,760
時津ウォーターフロント公園	浦郷	17,301
札ノ元児童公園	浜田郷	2,268
大園公園	浜田郷	1,605
時津東小学校グラウンド	浜田郷	10,932
時津中学校グラウンド	浜田郷	15,090
県立盲学校グラウンド	西時津郷	10,370
崎野自然公園	西時津郷	72,588
長与・時津環境施設組合	長与町斉藤郷	15,800

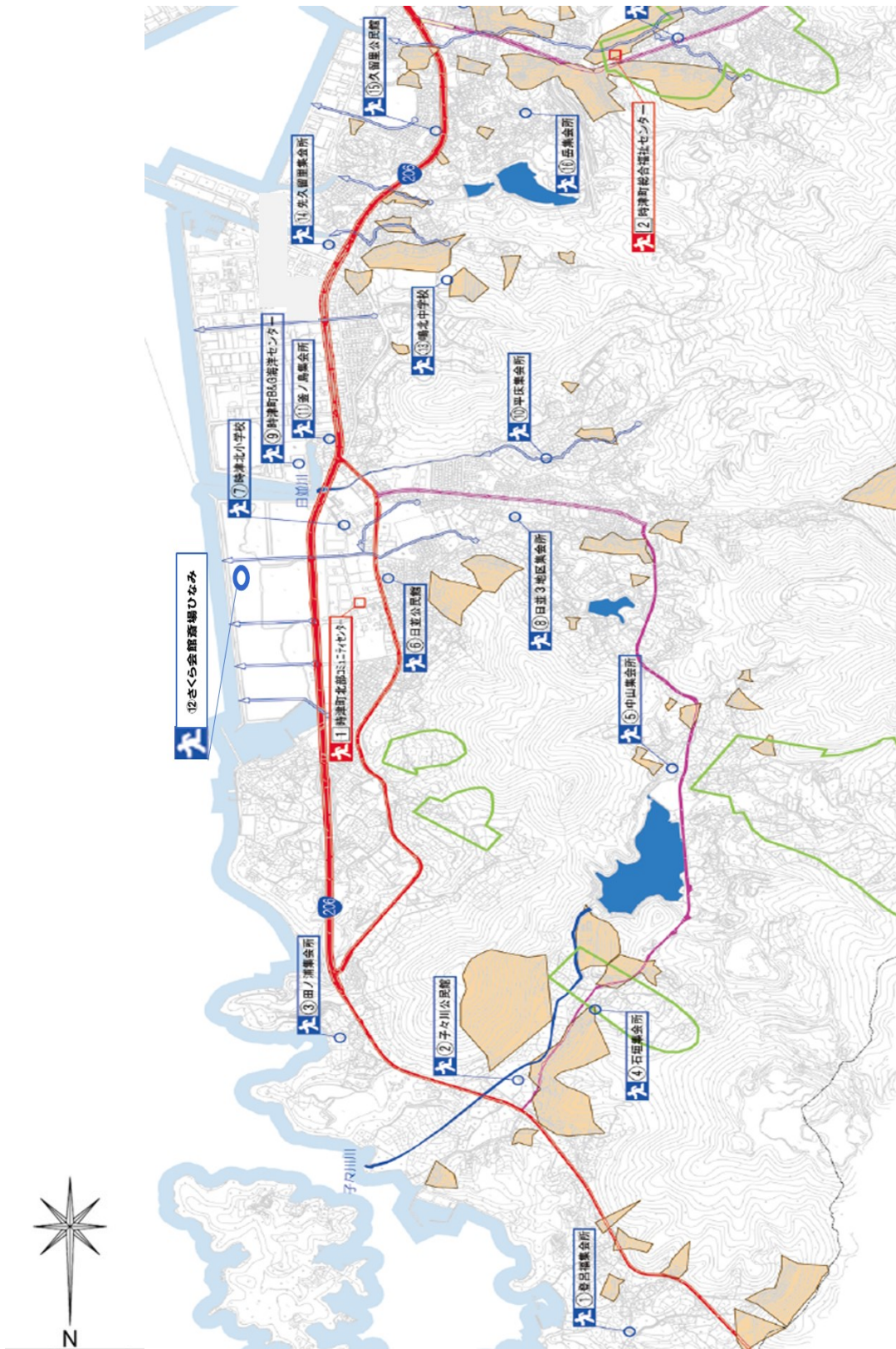
避難(場)所<施設> 所在地

令和7年4月1日現在

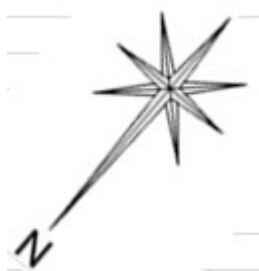
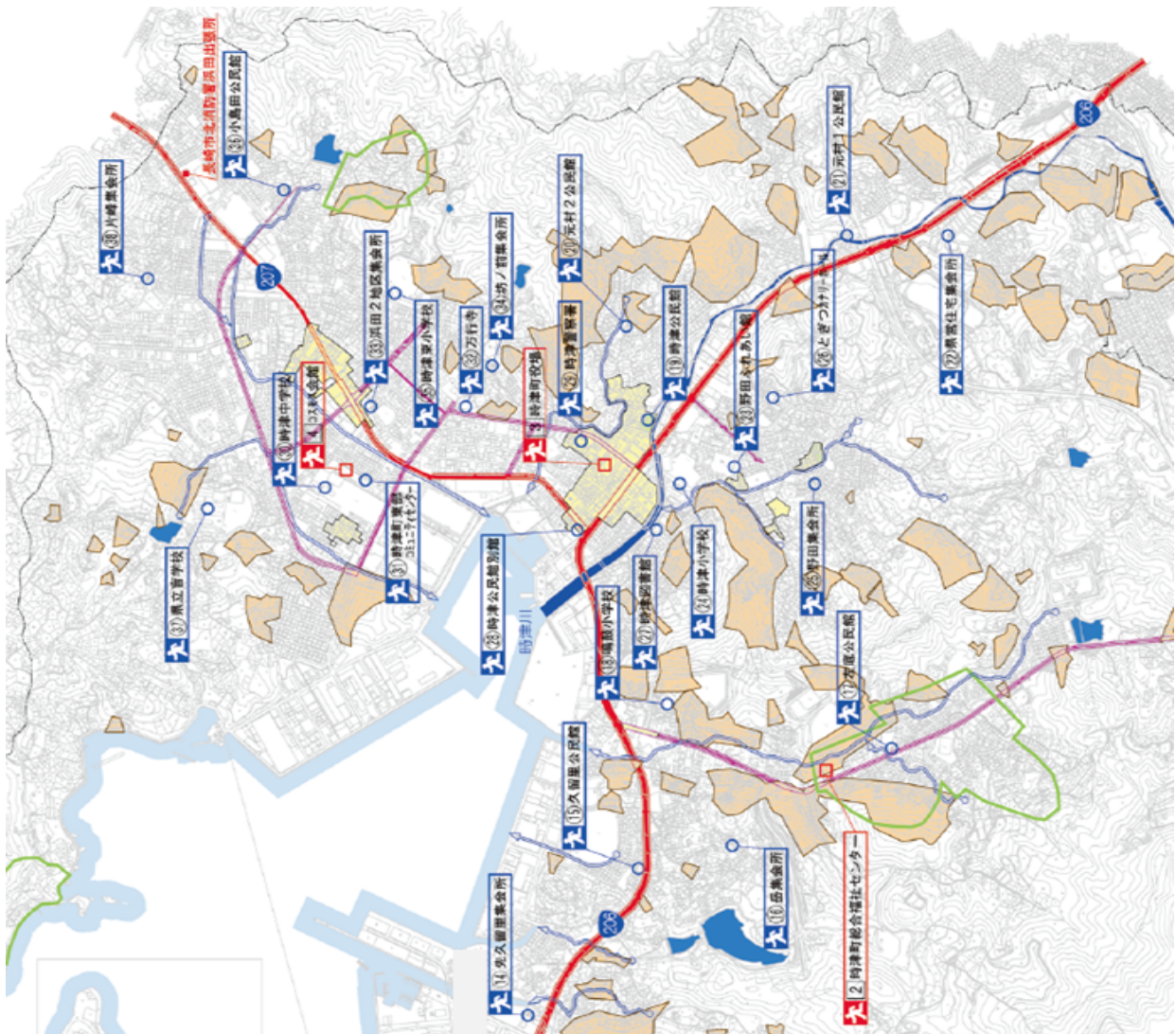
地区	名称	所在地	電話番号
子々川	子々川公民館	子々川郷1361	—
	登呂福集会所	子々川郷511-2	—
	田ノ浦集会所	子々川郷1168	—
	石垣集会所	子々川郷1457	—
	中山集会所	子々川郷2363	095-881-1036
日並	日並公民館	日並郷1326-1	095-882-3914
	日並3地区集会所	日並郷2093-2	095-882-1400
	平床集会所	日並郷3072-3	—
	時津北小学校	日並郷2192	095-882-2353
	時津町B&G海洋センター	日並郷3630	095-882-9598
	時津町北部コミュニティセンター	日並郷1317-1	095-881-7312
	釜ノ島集会所	日並郷3406-16	—
	さくら会館中央斎場ひなみ	日並郷1320-121	095-881-2400
久留里	久留里公民館	久留里郷1025-1	—
	先久留里集会所	久留里郷1439-7	—
	岳集会所	久留里郷1199-4	—
	鳴北中学校	久留里郷53-5	095-881-1721
左底	鳴鼓小学校	左底郷79-9	095-882-0047
	左底公民館	左底郷755-3	—
	時津町総合福祉センター	左底郷367	095-882-0777
元村	元村1公民館	元村郷755-4	095-882-3237
	元村2公民館	元村郷90-1	095-882-3272
	時津公民館	元村郷429-2	095-882-2975
	県営住宅集会所	元村郷913-3	—
野田	時津小学校	野田郷2-1	095-882-2025
	野田集会所	野田郷229-7	095-881-2805
	野田ふれあい館	野田郷139-3	095-881-3171
	とぎつカナリーホール	野田郷62	095-882-0003
浦	時津図書館	浦郷31-14	095-882-4436
	時津町役場	浦郷274-1	095-882-2211
	時津公民館別館	浦郷436-7	—
	時津警察署	浦郷275-1	095-881-0110
浜田	万行寺	浜田郷141	095-882-2020
	時津中学校	浜田郷530-1	095-882-2530
	浜田2地区集会所	浜田郷303-13	—
	時津町東部コミュニティセンター	浜田郷520-37	095-882-9955
	コスモス会館	浜田郷520-12	095-882-9955
小島田	時津東小学校	浜田郷1334	095-882-0446
	小島田公民館	浜田郷760-5	095-882-6342
	坊ノ前集会所(区画整理事業に伴い一時閉鎖中)	—	—
西時津	県立盲学校	西時津郷873	095-882-0020
	片峰集会所	西時津郷166-6	095-882-0902
	崎野自然公園	西時津郷1379-1	095-882-6303
	長与・時津環境施設組合	長与町斉藤郷1073	095-865-9386

避難(場)所<施設> 位置図

(子々川・日並・久留里地区)



(左底・元村・野田・浜田・西時津地区)



指定緊急避難場所一覧表

令和7年4月1日現在

No.	校区	施設名	指定緊急避難場所							収容人数 (1人/1㎡)
			洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大火事	内水氾濫	
			【凡例：○適、×不適】							
1	北小	中山ダム公園	○	×	○	○	○	○	○	
2	北小	中島公園	○	○	○	○	○	○	○	
3	北小	時津北小学校体育館	○	○	○	○	○	○	○	832
4	北小	時津北小学校グラウンド	○	○	○	○	×	○	○	
5	北小	時津町B&G海洋センター	○	○	○	○	○	○	○	1,717
6	北小	とぎつ海と緑の運動公園	○	○	○	○	×	○	○	
7	北小	時津町北部コミュニティセンター	○	○	○	○	○	○	○	450
8	北小	十工区岩山街区公園	○	○	○	○	×	○	○	
9	北小	木場崎公園	○	○	○	○	○	○	○	
10	北小	十工区中曽根街区公園	○	○	○	○	○	○	○	
11	北小	十工区中央街区公園	○	○	○	○	○	○	○	
12	鳴鼓小	鳴北中学校体育館	○	○	○	○	○	○	○	980
13	鳴鼓小	鳴北中学校グラウンド	○	×	○	○	○	○	○	
14	鳴鼓小	久留里児童公園	○	○	○	○	○	○	○	
15	鳴鼓小	鏡島公園	○	○	○	○	×	○	○	
16	鳴鼓小	久留里緑地公園	○	○	○	○	○	○	○	
17	鳴鼓小	永ノ浦公園	○	○	○	○	○	○	○	
18	鳴鼓小	鳴鼓小学校体育館	○	○	○	○	○	○	○	636
19	鳴鼓小	鳴鼓小学校グラウンド	○	×	○	○	○	○	○	
20	鳴鼓小	左底中街区公園	○	×	○	○	○	○	○	
21	鳴鼓小	時津町総合福祉センター	○	○	○	○	○	○	○	476
22	鳴鼓小	いこい運動公園	○	×	○	○	○	○	○	
23	鳴鼓小	左底下街区公園	○	×	○	○	○	○	○	
24	時津小	時津公民館	○	○	○	○	○	○	○	634
25	時津小	元村下街区公園	○	×	○	○	○	○	○	
26	時津小	茶屋ノ本公園	○	○	○	○	○	○	○	
27	時津小	時津小学校体育館	×	○	○	○	○	○	×	780
28	時津小	時津小学校グラウンド	×	○	○	○	×	○	×	
29	時津小	とぎつカナリーホール	○	○	○	○	○	○	○	770
30	時津小	文化の森公園	○	○	○	○	○	○	○	
31	時津小	南公園	○	○	○	○	○	○	○	
32	時津小	野田街区公園	○	○	○	○	○	○	○	
33	時津小	時津図書館	○	○	○	○	○	○	○	78
34	時津小	時津町役場	○	○	○	○	○	○	○	398
35	時津小	時津公民館別館	○	○	○	×	×	○	○	94

No.	校区	施設名	指定緊急避難場所							収容人数 (1人/1㎡)
			洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大火事	内水氾濫	
36	時津小	時津中央公園	○	○	○	○	○	○	○	
37	東 小	時津中学校体育館	○	○	○	○	○	○	○	1,188
38	東 小	時津中学校グラウンド	○	○	○	○	○	○	○	
39	東 小	時津町東部コミュニティセンター	○	○	○	○	○	○	○	525
40	東 小	時津町コスモス会館	○	○	○	○	○	○	○	2,337
41	東 小	時津東小学校体育館	○	○	○	○	○	○	○	669
42	東 小	時津東小学校グラウンド	○	×	○	○	○	○	○	
43	東 小	札の元公園	○	○	○	○	○	○	○	
44	東 小	大園公園	○	○	○	○	○	○	○	
45	東 小	坊ノ前公園	○	×	○	○	○	○	○	
46	東 小	浜田公園	○	○	○	○	○	○	○	
47	東 小	神崎緑地公園	○	○	○	○	×	○	○	
48	東 小	崎野自然公園	○	○	○	○	○	○	○	899
49	東 小	金堀公園	○	○	○	○	○	○	○	
50	東 小	福島街区公園	○	○	○	○	○	○	○	
51	東 小	中通り街区公園	○	○	○	○	○	○	○	
52	東 小	前開街区公園	○	○	○	○	○	○	○	

指定避難所一覧表

令和7年4月1日現在

(指定一般避難所)

No.	校区	施設名	指定避難所	
			指定	収容人数(1人/2㎡)
1	北 小	時津北小学校体育館	○	416
2	北 小	時津町B&G海洋センター	○	858
3	北 小	時津町北部コミュニティセンター	○	225
4	鳴鼓小	鳴北中学校体育館	○	490
5	鳴鼓小	鳴鼓小学校体育館	○	318
6	鳴鼓小	時津町総合福祉センター	○	238
7	時津小	時津公民館	○	317
8	時津小	時津小学校体育館	○	390
9	時津小	とぎつカナリーホール	○	385
10	時津小	時津図書館	○	39
11	時津小	時津町役場	○	199
12	東 小	時津中学校体育館	○	594
13	東 小	時津町東部コミュニティセンター	○	262
14	東 小	時津町コスモス会館	○	1,168
15	東 小	時津東小学校体育館	○	334

16	東 小	崎野自然公園	○	449
----	-----	--------	---	-----

福祉避難所

令和7年4月1日現在

No.	避難区域	施設名
1	全 域	特別養護老人ホーム時津荘
2	全 域	医療法人啓正会
3	全 域	医療法人春回会 長崎北病院

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧表

令和7年4月1日現在

No.	施設（事業所）名	所在地
1	時津野田保育園	時津町野田郷232番地2
2	町立時津保育所	時津町浦郷31番地2
3	時津幼稚園	時津町浦郷178番地1
4	デイサービスクローバー・ガーデン時津	時津町浦郷440番地10
5	デイサービス 詩歌	時津町浦郷260番地4

自治会別人口および給水量(1日一人当たり3リットル)

令和7年4月1日現在

地 区	世 帯 数	人 口	水量m ³ /日
子々川	220	486	1.5
日並1	738	1,942	5.8
日並2	1,339	3,216	9.6
久留里	1,093	2,409	7.2
左底	1,425	2,893	8.7
元村1	1,314	2,340	7.0
元村2	773	1,714	5.1
野田	1,088	2,395	7.2
浦1	214	474	1.4
浦2	98	179	0.5
浦3	112	233	0.7
浦4	225	467	1.4
浜田1	285	625	1.9
浜田2	467	1,021	3.1
浜田3	358	774	2.3
浜田4	463	1,003	3.0
浜田5	783	1,484	4.5
小島田	718	1,508	4.5
西時津	1,732	3,786	11.4
計	13,445	28,949	86.8

町内の医療機関一覧

令和7年4月1日現在

No.	病医院名	住 所	電 話	開 設 者 等	診 療 科 目	病床
1	黒崎医院	浦275-4	882-2125	黒 崎 伸 子	内小外	0
2	鉾先医院	浜田520-5	882-2622	鉾 先 清一郎	外胃内神リハ泌	0
3	近藤医院	日並1325-8	882-7060	近 藤 敏	内外呼胃リハ	19
4	さがら整形外科	野田9-1	814-2736	相 良 耕 三	整リハ	0
5	サザンこころのクリニック	久留里1446	881-7339	金 替 伸 治	精心	0
6	清水病院	浜田572	882-1225	清 水 啓 宗	内外整呼胃循放リハ	181
7	しらいし胃腸クリニック	野田48-2	881-2828	白 石 良 介	内外消肛	0
8	高木クリニック	西時津75-20	881-3230	高 木 雄 二	外心消呼整リハ	0
9	つかざき皮ふ科	浦436-5	813-2345	塚 崎 直 子	皮	0
10	とおやま内科	浦301-22	881-2662	遠 山 杏 子	内	0
11	時津中央クリニック	浜田38-2	882-2500	木 原 正 高	内外	0
12	長崎百合野病院	元村1155-2	857-3366	橋 本 敦 郎	内外整脳消呼循肛放麻リハ	160
13	中山整形外科医院	左底78-18	882-5865	白 石 公太郎	整リハ	0
14	三浦産婦人科	野田25-1	882-7000	三 浦 成 陽	産婦小内	19
15	もとかわ耳鼻咽喉科	浜田12-3	886-8133	本 川 浩 一	耳アレ	0
16	安永脳神経外科	浦264-3	813-2001	安 永 暁 生	脳リハ	19
17	やまもと内科	左底78-3	882-8828	山 本 眞 志	内呼小消	0
18	山中内科消化器科医院	西時津466-1	860-8811	山 中 秀 夫	内消循呼リハ	0
19	長崎腎クリニック	浦272-14	813-2777	橋 口 純一郎	内腎	0
20	戸田内科	元村908-15	881-3888	戸 田 源 二	内循リハ	0
21	なづみリハビリテーションクリニック	左底38-1	813-2868	中 山 哲 晴	リハ整	0
22	藤本クリニック	久留里1458	801-8862	藤 本 正 博	消内外リハ肛	0
23	もりハートクリニック	浜田38-3	813-2670	森 秀 樹	内循	0
24	おがわ眼科クリニック	西時津181-6	886-8757	小 川 月 彦	眼	0
25	長崎北病院	元村800	886-8700	佐 藤 聡	内神リハ循呼消放	199
26	たなか小児科クリニック	浦396-17	865-9550	田 中 撰	小アレ	0
27	うらの眼科クリニック	浦270-12	865-8555	浦 野 哲	眼	0
28	えのもと整形外科	浜田756-1	881-0012	榎 本 寛	整リウリハ	0
29	松尾りょういちクリニック	浦270-8	894-5025	松 尾 良 一	泌	0
30	ひなみこどもクリニック	日並1303-7	881-2121	渡 邊 嘉 章	小	0

No.	病医院名	住 所	電 話	開 設 者 等	診 療 科 目
1	えがしら歯科医院	浦428-20	882-0525	江 頭 聡	歯科・小児
2	おくむら歯科	浜田302-5	881-2080	奥 村 朋 治	歯科・矯正・小児
3	おとやま歯科医院	左底87-1-1 F	886-8188	音 山 洋 介	歯科・矯正・小児
4	黒木歯科	浦301-15	882-6094	黒 木 正 也	歯科・矯正
5	さとう歯科	浦272-1	881-1939	佐 藤 恭 次	歯科・矯正・小児
6	籾原歯科医院	左底78-18豊福ビル2階	882-7818	籾 原 慶 治	歯科・小児

7	はつみ歯科医院	西時津64-33	882-8178	村岡初美	歯科・小児
8	ひがし歯科	浜田753-1	882-7777	東洋一	歯科・矯正・小児
9	やまもと歯科クリニック	野田137-1	881-7701	山本宗章	歯科・矯正・小児
10	とぎつ歯科クリニック	元村420-3	881-7817	泉一成	歯科・歯科・口腔外科
11	おおが歯科クリニック	日並1320-98	881-0001	大賀弘毅	歯科・矯正・小児
12	日並ぼかぼか歯科	日並2212-2F	882-5255	井上万恵	歯科・小児・歯科口腔外科

輸送明細書

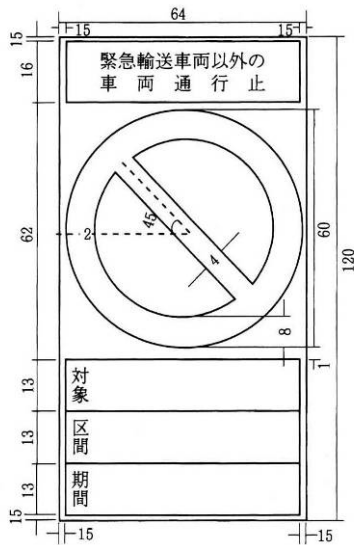
輸送明細

従事会社名		会社所在地			
車両番号		運転手名			
出庫時間	帰庫時間	稼働時間	走行 [*] 回数	請求金額	備考

作業内容

発地着地	作業内容 [*] 回数(回数)	金額	摘要

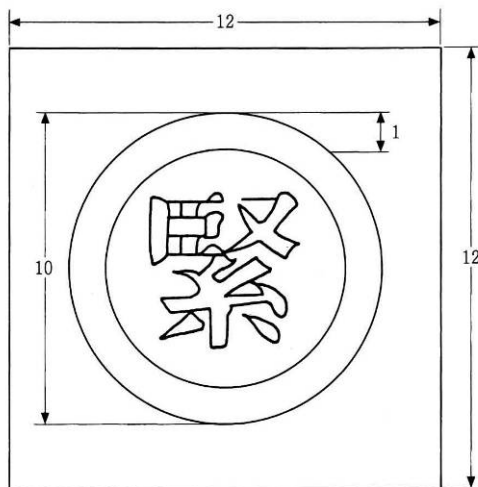
緊急輸送車両以外の車両通行止標章



備考

- 1 色彩は、文字、縁線および区分線を青色、斜めの帯および枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線および区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急輸送車両標章



備考

- 1 文字および円の記号の色彩は赤色、地の色彩は白色とする。
- 2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急輸送車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急輸送車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号票に表示 されている番号			
輸送人員 または品名			
使 用 者	住 所		
	氏 名		
輸送日時			
輸送経路	出 発 地	経 由 地	目 的 地
備 考			

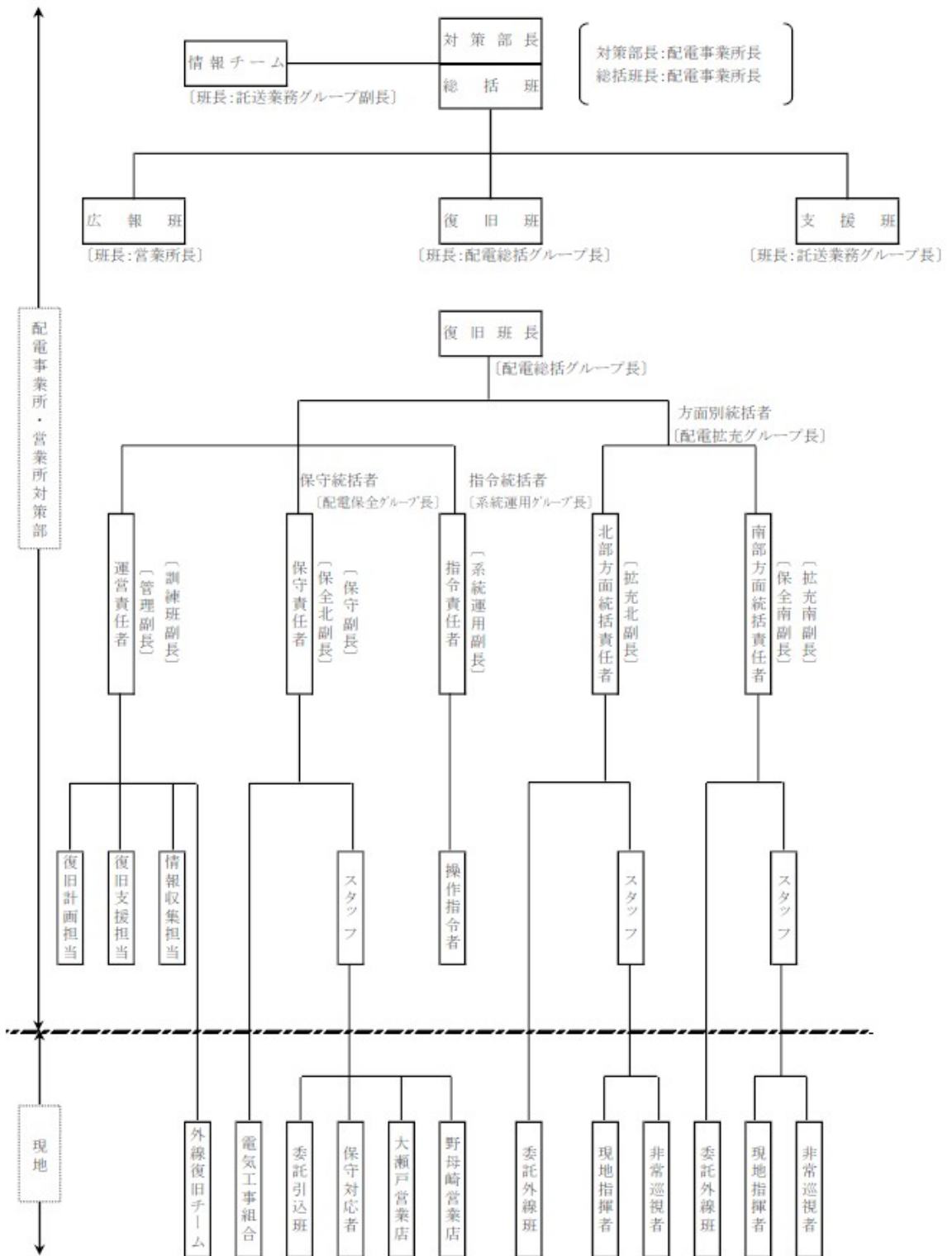
備考 用紙は、日本工業規格B6とする。

文化財一覧表

令和7年4月1日現在

No.	指定文化財名	ふりがな	種別	町、県の別	指定年月日
1	長崎甚左衛門の墓	ながさきじんざえもんのはか	記念物（史跡）	県	昭和41年4月18日
2	茶屋の門	ちややのもん	記念物（史跡）	町	平成7年5月1日
3	継石坊主 （鯖くさらかし岩）	つぎいしぼうず （さばくさらかしいわ）	記念物（名勝）	町	平成13年12月28日

非常災害対策部の体制表(大規模時)／九州電力㈱



非常災害対策部の構成および任務／九州電力(株)

平成29年

		班 長	任 務	
対策部長	総括班	配電事業所長 (総 括 担 当) 配電総括グループ長 系統運用グループ長 配電拡充グループ長 配電保全グループ長 託送業務グループ長 営業計画グループ長 営業運営グループ長 営業料金グループ長	・対策部の設置、運営	
			・対策部各班の統括、調整、指揮	
		情報チーム	託送業務グループ副長	情 報 連 絡 ・各班からの情報収集、記録、整理 ・被害状況の撮影、整理
				社 外 対 応 ・自治体等公共機関の対応
	広報班	営業所長 (副 班 長) 営業計画グループ長 営業運営グループ長 営業料金グループ長	電話窓口対応	・電話窓口対応(委託営業店応援を含む)
			広 報	・公衆感電事故防止 PR ・停電 PR ・報道機関等の対応
	復旧班	配電総括グループ長	管 理 副 長 訓 練 班 副 長	運 営 係 ・動員の受入(窓口)管理、人員配置調整 ・総括情報の収集連絡報告等 ・復旧計画
			配電拡充グループ長	南 部 ・災害情報収集、巡視、開閉器操作、復旧作業(現地指揮) ・供給支障状況管理、復旧見込み算定 ・復旧計画、材料手配管理
			配電保全グループ長	北 部
			系統運用グループ長	系 統 運 用 副 長
		配電保全グループ長	保 全 北 副 長 保 守 副 長	保 守 係 ・緊急事態、重要負荷等の対応
支援班	託送業務グループ長 (副 班 長) 営業計画グループ副長		情 報 収 集 ・道路情報把握周知 ・その他情報把握周知 ・駐車場の確保	
			総 務 ・臨時電話手配 ・社外折衝 ・貸トシ、車両リース、休憩室、宿泊所の手配 ・配電資材の手配 ・救護対策 ・社有土地建物被害調査、従業員家屋、家族の被害調査	
			給 食 ・必要数把握、業者への手配、湯茶などの手配 ・各グループ、委託営業店、復旧中継基地への運搬	

(対策部の構成)

・対策部の構成員は、総括班長、広報班長、復旧班長、支援班長及び各方面別統括者とする。

生活福祉資金 福祉資金 福祉費 災害臨時費

生活福祉資金貸付制度に基づき、県社会福祉協議会が、民生委員および町の社会福祉協議会の協力を得て被災世帯に対し、自立更生を目的とした必要な資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

災害により住家に被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯であること。

ア 所得が少ない世帯（低所得世帯）

- ・市町村民税が非課税程度の世帯
- ・世帯の平均的な月収が、世帯所得基準額（居住地の生活保護基準額の1.7倍）を下回っている

イ 世帯内に障害を持った人がいる世帯（障害者世帯）

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する人がいる世帯
- ・その他、現在、障害者総合支援法によるサービスを利用している等、上の手帳を所持する人と同程度の状態と認められる人がいる世帯

ウ 病気療養又は介護が必要な高齢者がいる世帯（高齢者世帯）

- ・日常生活上、療養または介護が必要な（要介護度1以上）65歳以上の高齢者がいる世帯
- 以下は、貸付対象にならない世帯。

ア 他の公的資金を借り入れ、必要な費用をまかなえる世帯、借り入れ資格がある世帯

イ 外国の方

ただし、次の①、②を満たしている場合は貸付対象になります。

① 特別永住者である

② 現住地に6ヶ月以上居住し、将来も永住する見込みである

ウ 未成年者、65歳以上の方

ただし、次のような場合は、対象になります。

① 未成年でも婚姻している場合は成人とみなしますので、貸付対象になります。

② 65歳以上の一人暮らしの方、高齢者夫婦のみの世帯については、世帯の状況や借り入れの必要性によって、60歳以下の親族等を連帯借受人につけることで申し込みが可能です。

エ 他の公的貸付制度や生活福祉資金等を借入れて、滞納している人の属する世帯及びその連帯保証人又は連帯借受人

オ 恒常的に生活が困窮している世帯が借入を希望する場合

カ 他の借入金の返済や支払い済み費用の借入を目的とする方

キ 民生委員・市町社会福祉協議会と相談できない方

ク 償還が見込めない世帯

(2) 貸付限度額および償還期限

ア 貸付限度額 150万円

イ 据置期間 6か月以内

ウ 償還期間 原則7年以内

エ 貸付利子 連帯保証人あり 無利子、連帯保証人なし 年1.5%

(3) 貸付条件

ア 連帯保証人 原則1人（※ただし、連帯保証人がいない場合も借入申込可）

イ 延滞利子 年3.0%

(4) 提出書類（申込先：町社会福祉協議会）

ア 借入申込書

イ 世帯全員証明の住民票（3か月以内のもの）

ウ 罹災証明書（官公庁が発行するもの）

エ 世帯で収入のある者全員の所得証明書

-
- オ 復旧工事にかかる見積書等（建物改修の場合、計画及び経費見積書、図面、工事対象個所の写真）
 - カ 障害者手帳の写し及び障害年金額の分かるもの
 - キ 介護保険証の写し
 - ク 連帯保証人の所得証明書

※被災日の翌日から6ヶ月過ぎたものは申込不可。

※借家で家主から修繕を求められた場合は対象外。

※火災等損害保険は優先利用。その補填されない部分のみが貸付対象。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けするもの。

災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる。

(1) 貸付対象

ア 母子家庭の母

イ 父子家庭の父

ウ 寡婦（子を扶養していない場合、前年度の所得が203万6千円を超えると貸付対象外）

(2) 貸付金申込みの受付

窓口は、県福祉事務所で行う。

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の住宅資金

資金名	貸付金額の限度	据置期間	償還期限
住宅資金	1,500,000円 (災害 2,000,000円)	6か月	6年以内 (災害7年以内)

現に居住かつ所有する住宅を補修・保全等するのに必要な資金を貸付け。ただし、借主（ひとり親家庭及び寡婦）の所有する住宅に対する貸付のみ対象。

(注) 1. 償還方法 月賦、半年賦、年賦

2. 利子 利率 住宅資金 連帯保証人有 無利子
連帯保証人無 年1.0%

(4) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の支払期日の猶予

母子・父子・寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の貸し付けを受けた方が、災害等により支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になった場合には、その据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる。申請には、り災証明書等が必要。

災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給および災害援護資金の貸付

(1) 支給および貸付対象

自然災害による被害のみを対象とする。

町が条例の定めるところにより支給および貸付けを行う。

(2) 災害弔慰金

災害により死亡した町民の遺族に対し、死亡した者が生計維持者の場合500万円、その他の者の場合250万円を支給する。

(3) 災害障害見舞金

災害により重度の障害（災害弔慰金の支給等に関する法律に定める障害）がある町民に対し、生計維持者の場合250万円、その他の者の場合125万円を支給する。

(4) 災害援護資金の貸付

災害により被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

貸付条件

ア 世帯主が負傷（療養期間1か月以上）し、次のいずれかに該当する場合

- ・家財の損害（価格の1/3以上の被害）および住居の損害がない場合 150万円
- ・家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- ・住居が半壊した場合 270万円（350万円）
- ・住居が全壊した場合 350万円

イ 世帯主の負傷がなく、次のいずれかに該当する場合

- ・家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
- ・住居が半壊した場合 170万円（250万円）
- ・住居が全壊した場合 250万円（350万円）
- ・住居の全体が滅失し、もしくは流失した場合 350万円

※被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合は（ ）内の金額

ウ 所得制限（世帯人数／市町村民税における前年の総所得金額）

- ・1人／220万円、2人／430万円、3人／620万円、4人730万円、5人以上／1人増すごとに730万円に30万円を加算した額
- ・ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあつては、1,270万円とする。

エ 保証人を必須とし、無利子とする。

オ 据置3年（特別の場合5年）、償還10年（措置期間を含む）

カ 償還方法 月賦、半年賦、年賦

(5) 国縣市町の負担割合

ア 弔慰金 国1/2 県1/4 町1/4

イ 障害見舞金 国1/2 県1/4 町1/4

ウ 援護資金の貸付（貸付原資負担） 国2/3 県1/3

被災者生活再建支援制度(国制度)

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

(1) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法の適応基準（災害救助法施行令第1条第1項）のうち1号又は2号を満たす自然災害が発生した市町村
- イ 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村
- ウ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県
- エ ア又はイの被害が発生した都道府県の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万人未満に限る）
- オ ウ又はエの都道府県に隣接する都道府県内の市町村でア、イ、ウのいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万人未満に限る）
- カ ア～ウの都道府県が2以上ある場合に、
 - ・全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万人以上10万人未満のものに限る）
 - ・全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る）

(2) 対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊、またはその居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住居に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給限度額および支給の対象となる経費

(単位：万円)

基礎支援金 (住宅の被害程度)		加算支援金（住宅の再建方法）		
		※複数該当する場合は基礎支援金に高い方を加算		
		建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く）
全壊、半壊、長期避難	100	200	100	50
大規模半壊（40%以上）	50			
中規模半壊（30%以上）	—	100	50	25

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

※限度額300万円

(4) 住家の被害認定

町は、認定基準（「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」により住家の被害認定を行う。

(5) 申請期間

- ア 申請窓口 被災時に居住されていた市町
- イ 申請期間 基礎支援金 災害発生日から13月以内
加算支援金 災害発生日から37月以内

長崎県・市町被災者生活再建支援制度(県・市町制度)

自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けながら、その自然災害の規模が国の被災者生活再建支援制度に定める支援の対象に達しないため、法による支援を受けられない市町の被災世帯に対して、県と市町が一体となって、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するための制度である。

(1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火などの自然災害によって、居住する住宅の被害があった場合が対象。ただし、この制度が適用になるのは以下の自然災害に限る。

ア 長崎県又は隣接県(福岡県、熊本県、佐賀県)で国の被災者生活再建支援法が適用される自然災害

イ 長崎県又は隣接県(福岡県、熊本県、佐賀県)で災害救助法が適用される自然災害

(2) 対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯(全壊世帯)

イ 住宅が半壊、またはその居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯(解体世帯)

ウ 災害による危険な状態が継続し、住居に居住不能な状態が長期間継続している世帯(長期避難世帯)

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難である世帯(中規模半壊世帯)

(3) 支給限度額および支給の対象となる経費

(単位：万円)

基礎支援金 (住宅の被害程度)		加算支援金(住宅の再建方法)		
		※複数該当する場合は基礎支援金に高い方を加算		
		建設・購入	補修	賃借(公営住宅を除く)
全壊、半壊、長期避難	100	200	100	50
大規模半壊(40%以上)	50			
中規模半壊(30%以上)	—	100	50	25

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

※限度額300万円

ただし、「加算支援金」は災害発生時において居住していた市町の区域に引き続き居住する世帯に限る

(4) 申請期間

ア 申請窓口 被災時に居住されていた市町

イ 申請期間 基礎支援金 災害発生日から13月以内
加算支援金 災害発生日から37月以内

(5) 支援金の負担

支援金は、県2/3 被災市町1/3で負担し、県から被災世帯へ支給

児童救済金

公益財団法人長崎県児童救済基金より、当該給付規程に基づき、被災時に児童の保護者が長崎県内に居住する被災児童に対し救済金を支給する。

(1) 給付対象

火災、風水害等による被災児童を対象とする。

(2) 救済金の種類と額

種類	対象児童	給付内容	給付額				
			未就学児	小学生	中学生	高校生	大学生等
学資金	被災により保護者が死亡した児童	被災児童が、小学校から大学等（短大、専門学校専門課程を含む）を卒業するまで、その在学期間中（大学等については6年間を限度とし、留年期間を除く）の学資金を給付します。	-	年 66,000円	年 66,000円	年 290,000円	年 408,000円
被服文具費	被災により居住の本拠である住家を全壊全焼により失った児童	住家が全壊・全焼したとき、その被災時に給付します。未就学児は、幼稚園・保育所等に通う児童に限ります。	35,000円	50,000円	50,000円	50,000円	-
修学旅行資金	被災により保護者が死亡した児童	小学校、中学校及び高等学校に在学中の修学旅行費用を給付します。	-	上限40,000円	上限70,000円	上限110,000円	-
	被災により居住の本拠である住家を全壊全焼により失った児童	被災した翌年度までの修学旅行費用を給付します。	-	-	-	-	-
就職支度金	被災により保護者が死亡した児童	中学校及び高等学校、大学等を卒業して就職するとき支度金を給付します。	-	-	100,000円	100,000円	100,000円
	被災により居住の本拠である住家を全壊全焼により失った児童	被災した翌年度までに中学校及び高等学校、大学等を卒業して就職するとき支度金を給付します。	-	-	100,000円	100,000円	100,000円
就学支度金	被災により保護者が死亡した児童	中学校及び高等学校を卒業して就学するとき支度金を給付します。	-	-	100,000円	100,000円	-
	被災により居住の本拠である住家を全壊全焼により失った児童	被災した翌年度までに中学校及び高等学校を卒業して就学するとき支度金を給付します。	-	-	100,000円	100,000円	-
特別救済金	理事会が、特に必要と認める場合に、特に定める額。						

※保護者とは…児童の親権を行う方、後見人その他の方であって児童を現に養育している方をいいます。被災時に長崎県内に居住していることが要件です。

(3) 交付申請

被災証明等を添付し、「救済金交付申請書」を町役場に提出

被害の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）を内数で計上する。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みのある者とする。
住家被害		「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住家の床面積の30%以上50%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものであるとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の床面積の10%以上20%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものであるとする。
	準半壊に至らない（一部損壊）	準半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊に該当しないが、土砂竹木のたい積により、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

被害区分	認定基準
非住家被害	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊または大規模半壊・中規模半壊・半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物 役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流出、埋没 田の耕土が流出し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水 稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出、埋没、冠水 田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校 学校教育法第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校おける教育の用に供する施設とする。
	道路 道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう 道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川 河川法が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾 港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
	下水道 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道または同条第5号に規定する都市下水路であり、下水を排水するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く。）または補完するために設けられるポンプ施設等とする。
	砂防 砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設 ごみ処理およびし尿処理施設とする。
	がけ崩れ 自然がけおよび宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人および建物に被害を及ぼし、または道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50m ³ を超えと思われるものは報告するものとする。
	鉄道不通 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害 ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道 上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話 災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気 災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス 一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等 倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
	り災世帯 災害により全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であって

被害区分	認定基準
	も、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り 災 者	り災世帯の構成員とする。
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁協施設および共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、下水道および漁港とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
その他	上記の被害金額の区分を除く住家等の被害とする。

人的被害の把握に関しては次の点に留意した取り扱いとする。

(1) 「死者」について

ア 死者の扱いについて

以下に掲げるものについては、死者として計上する。

(ア) 死体を確認したもの（身元不明のものを含む。）

(イ) 当該災害による負傷の悪化または避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したと認められるもの（当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

イ 死者の計上場所について

原則、被災地「本人が実際に害を被った場所（町）以下、同じ」で計上するものとするが、それによりがたい場合は、次の例を参考に判断する。

(ア) 津波や土砂崩れに巻き込まれたものなどで、被災地と死体発見場所が異なる場合

被災地が確定または推定出来る場合	被災地で計上
被災地が不明な場合	死体発見場所で計上
大規模災害時等において、住民等によって病院または検案場所等に搬送された死体で、死体発見場所の記録が無く、また、被災地も不明な場合	死亡届けに記載のある「死亡したところ」で計上
被災地が不明で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合	居住地、勤務地、出張先もしくは旅行先などを勘案し、適当と認められる町で計上

(イ) 災害により被害を受けた後病院施設または避難所などに移動し、その異動先で死亡した場合

(ア (ア) に掲げるケース)

被災地が確定または推定出来る場合	被災地で計上
被災地が不明な場合	弔慰金法に基づき災害による死亡と認

(2) 「行方不明者」について

ア 行方不明者の扱いについて

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、いかに掲げるものについては、行方不明者として計上する。

なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。

- (ア) 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第86条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの
- (イ) 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第89条の規定に基づき官庁または公署から町長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）
- (ウ) 当該災害が原因で所在不明となり、民法第30条に基づき家庭裁判所において失踪宣告がなされたもの
- (エ) 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第4条に基づき死亡したと推定されるもの
- (オ) 当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの
- (カ) 当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、町等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

イ 行方不明者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

被災地が確定または推定出来る場合	被災地で計上
被災地が不明な場合	弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した町で計上
被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係の無い場所であった場合	勤務地、出張先もしくは旅行先などを勘案し、適当と認められる町で計上

(3) 負傷者（重傷者・軽傷者）について

ア 負傷者の取り扱いについて

原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ。）によるものを計上する。なお、避難所等における避難生活中に負傷したものについては、次の（イ）に掲げるものを除き、負傷者に含めないものとする。

(ア) 家屋倒壊などの当該災害が直接的な原因となり負傷した者	「5 被害の認定基準」の重傷または軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上
(イ) 当該災害により負傷し、または疾病にかかった者で、精神または身体に障害があるものとして弔慰金法第8条の規定に基づき、災害障害見舞金の支給を受けた者	「5 被害の認定基準」の重傷または軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

イ 負傷者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとする。

直接的な原因で負傷した場合	被災地で計上
(3) ア（イ）に掲げるもの（負傷したものを除く。）で、被災地が特定できない場合	弔慰金法に基づき認定した町で計上

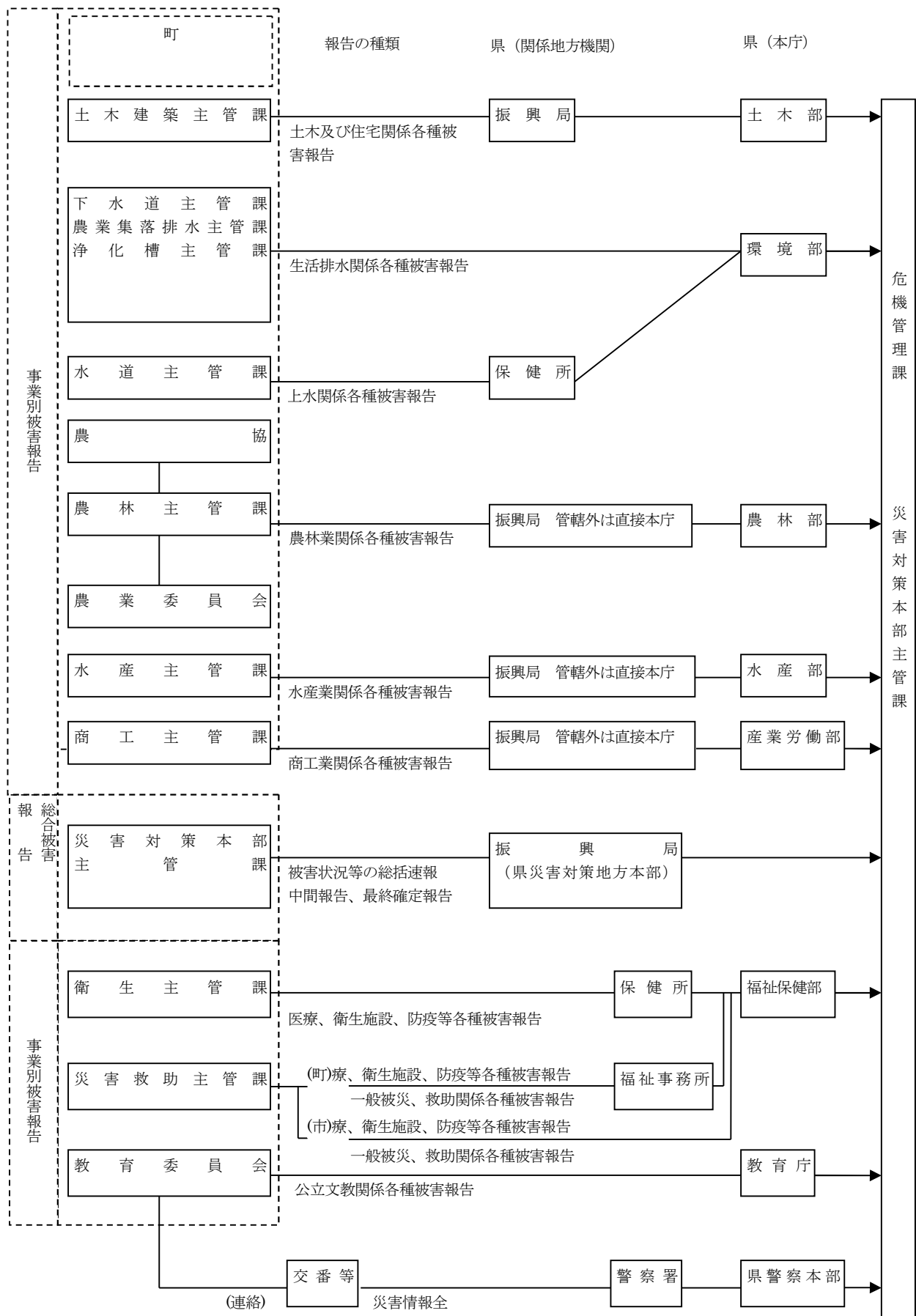
災害報告事務の状況一覧(報告者 町長)

区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等
総合被害報告	危機管理課	振興局	災害全般	総合被害報告	災害対策基本法
事業別被害報告	危機管理課		消防	火災報告	消防法
	福祉保健課	直接(市)福祉事務所(町)	一般被害	災害救助法関係報告	災害救助法
	医療政策課	保健所	防疫	被害状況報告	※注1
	医療政策課	保健所	防疫	防疫活動報告	※注1
	水環境対策課	保健所	水道	水道施設被害報告(被害・断滅水状況)	厚生労働省通知
	水環境対策課	保健所	公共土木	都市施設被害報告(下水道関係)	公共土木国庫負担法
	水環境対策課	保健所	農林	農地農業用施設被害報告(農業集落排水関係)	農林施設暫定法
	水環境対策課	保健所	環境	衛生施設被害報告(浄化槽市町村設置分)	災害対策基本法
	資源管理課	振興局(ただし、長崎・県央・島原振興局管内は直接)	水産	水産業被害報告	
	水産振興課	振興局(ただし、長崎・県央・島原振興局管内は直接)	水産	水産業被害報告	
	漁港漁場課	振興局(ただし、長崎・県央・島原振興局管内は直接)	水産	水産業被害報告	
	農政課	振興局	農林	農業被害報告	農林水産事務次官依命通知
	農村整備課	振興局	農林	農地農業用施設被害報告	農林施設暫定法
	農村整備課	振興局	公共土木	海岸被害報告	公共土木国庫負担法
	農政課	振興局	農林	畜産関係被害報告	農林水産事務次官依命通知
	農林整備室	振興局	農林	林業関係被害報告	農林施設暫定法
	農林整備室	振興局	公共土木	林地・林業施設被害報告	農林省通達および公共土木国庫負担法
	都市計画課	振興局	都市施設	都市施設被害報告	国土交通省通達
	港湾課	振興局	公共土木	国土交通省所管公共土木施設被害報告	公共土木国庫負担法
	漁港漁場課	振興局	公共土木	農林省所管漁港施設被害報告	公共土木国庫負担法
	河川課	振興局	公共土木	国土交通省所管公共土木施設被害報告	公共土木国庫負担法
	住宅課	振興局	住宅	公営住宅被害報告	公営住宅法
	教育庁教育環境整備課	直接	公立学校	公立文教施設被害報告	公立学校施設災害復旧費国庫負担法

※注1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(旧「伝染病予防法」)

報告時期	報告内容	主管省庁
即報・中間 即報・確定	災害の状況・被害の程度・応急措置の概況	消防庁
即報・詳細	災害の状況・被害の程度・消防機関の活動	消防庁
速報	人的被害・家屋被害・救助実施状況	厚生労働省社会援護局
速報	家屋被害・患者発生	厚生労働省健康局
日報・完了 報告	家屋被害・患者発生防疫活動・経費	厚生労働省健康局
速報・確定	水道関係施設	厚生労働省健康局
速報・確定	下水道関係施設	国土交通省都市地域整備局
速報・確定	農業集落排水施設	農林水産省
速報・確定	浄化槽（市町村設置分）	環境省
速報・概況 確定	漁船	水産庁
速報・概況 確定	漁具・共同および非共同利用施設、養殖施設	水産庁
速報・概況 確定	漁具・養殖施設、漁港・海岸・漁業用施設・共同利用施設	水産庁
速報・概況 確定	農作物被害全般	農林水産省経営局
速報・確定	農地農業用施設	農林水産省農村振興局
速報・確定	海岸（農地海岸）	〃
速報・概況 確定	家畜・畜産物	農林水産省経営局
速報・概況 確定	林地・林業施設（林道等）・林産物・造林地・苗畑	林野庁
速報・概況 確定	地すべり防止施設・林地荒廃防止施設	林野庁
確定	街路・都市水利・防潮施設・公園緑地	国土交通省都市地域整備局
速報・確定	海岸・港湾施設・潮位・風速・雨量	国土交通省港湾局
速報・確定	海岸・漁港施設・潮位・風速・雨量	水産庁
速報・確定	河川・海岸・道路・橋梁・砂防設備	国土交通省河川局
確定	公営住宅	国土交通省住宅局
速報・確定	小学校・中学校・高校施設	文部科学省大臣官房 文教施設部

被害報告処理系統図(町→県)



時津町地域防災計画 資料編

発行日 平成28年 5 月
発 行 長崎県時津町

〒851-2198
長崎県西彼杵郡時津町浦郷274-1
TEL 095-882-2211
FAX 095-882-9293
<http://www.town.togitsu.nagasaki.jp/>

企画・編集 時津町総務部総務課
